

遺伝資源へのアクセス手引

～国内手続き編～

「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる
利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」への対応

一般社団法人 バイオインダストリー協会（JBA）
経 済 产 業 省

目次

略語集	iv
用語（訳語）の使い分けについて	1
はじめに	3
海外の遺伝資源にアクセスし利用する際に参考となる情報の参照先	5
本手引のご利用にあたって	10
本手引の構成	10
本手引の特徴	10
ABS指針への対応要否の判定フローチャート	11
1. ABS指針策定の背景	14
(1) 生物多様性条約の下での遺伝資源へのアクセスと利益配分の原則	14
(2) 名古屋議定書の下での提供国義務及び利用国義務	14
(3) 我が国の国内措置の検討の経緯	15
(4) ABS指針の位置付け	16
2. ABS指針の説明	17
(1) ABS指針の構成	17
(2) ABS指針に関連するその他の資料	18
(3) ABS指針の位置付け	19
(4) ABS指針の各項目の説明	21
1) 第1章：総則	21
① 第1章第1：目的	21
② 第1章第2：定義	21
③ 第1章第3：適用範囲	23
i) 第1章第3の1：議定書適用外遺伝資源等	23
ii) 第1章第3の2：議定書適用外遺伝資源利用	28
2) 第2章：提供国法令の遵守の促進に関する措置	31
① 第2章第1：遺伝資源の適法な取得に係る報告	31
i) 第2章第1の1：取得者による報告	31
ii) 第2章第1の2：人の健康に係る緊急事態	36
iii) 第2章第1の3：輸入者等による報告	38
② 第2章第2：遺伝資源に関連する伝統的な知識の適法な取得に係る報告	39
③ 第2章第5の1：遺伝資源利用関連情報の提供の求め	40
i) 第2章第5の1(1): 第1の1に基づく報告において自ら遺伝資源を利用 する旨を報告した者に対する提供の求め*	40
ii) 第2章第5の1(3)：遺伝資源の利用について周知を望む者による報告* ..	41

④ 第2章第3の1(1)及び(2)、第2章第5の1(2) :	
報告又は情報の提供を行わなかった者への指導及び助言	42
⑤ 第2章第1の4及び5、第2章第3の2、第2章第5の2 :	
報告又は提供された情報の国際クリアリングハウスへの提供及び環境省ウェブサイトへの掲載ならびに活用	44
⑥ 提供国法令の違反の申立てに係る協力	47
i) 第2章第4の1 : 議定書の我が国以外の締約国から提供国法令の違反の申立てがあった場合*	47
ii) 第2章第4の2 : 申立てをした議定書の我が国以外の締約国への情報の提供*	49
3) 第3章 : 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する奨励	50
4) 第4章 : 我が国に存する遺伝資源の取得の機会の提供	53
5) 第5章 : 国内における遺伝資源の取得に関する書類の発給	56
6) 第6章 : 主務大臣	57
7) 附則	58
8) 様式	59
9) その他	62
3. ABS指針への対応及び留意すべき点	64
(1) ABS指針への対応	64
1) 環境大臣への適法取得の報告及び利用関連情報の提供への対応	64
① 環境大臣への適法取得の報告及び利用関連情報の提供への対応の要否	66
② 用いる報告様式	66
2) その他の規定への対応	67
① 報告等された情報の国際クリアリングハウスへの提供及び環境省ウェブサイトへの掲載	67
② 締約国からの提供国法令違反の申立てへの対応	67
③ 契約の条項のひな形、行動規範、指針及び最良の実例、基準の作成等への対応	68
(2) ABS指針に示された措置に具体的に対応するにあたっての留意点	68
1) 適法取得の報告及び利用関連情報の提供に際しての、秘密情報の保護に関する留意点	68
2) 様式第1に関する留意点	69
3) 秘密情報の保護の観点から、様式第1～3の記入にあたって留意すべき点	69
おわりに	70

付属書：様式記入解説書

①様式第 1	(1)
②様式第 2	(8)
③様式第 3	(15)

・＊印が付いた項目は、ABS指針では項目名が付けられていません。ここに示した項目名は、JBAが仮に付けたものです。

略語集

ABS	Access and Benefit-Sharing	アクセスと利益配分 (名古屋議定書公定訳では) 取得の機会及び利益の配分
ABS指針	遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針（平成29年5月18日付、関係6省庁共同告示、本手引p.3脚注4を参照）	
ABSCH	ABS Clearing-House	ABSクリアリングハウス (ABS指針では) 国際クリアリングハウス (名古屋議定書公定訳では) 取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センター
CBD	Convention on Biological Diversity	生物の多様性に関する条約 (生物多様性条約)
COP	Conference of the Parties	締約国会議
IRCC	Internationally Recognized Certificate of Compliance	国際遵守証明書 (名古屋議定書公定訳では) 国際的に認められた遵守の証明書
ITPGR	International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture	食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約
JBA	Japan Bioindustry Association	一般財団法人バイオインダストリ一協会
MAT	Mutually Agreed Terms	相互に合意する条件
PIC	Prior Informed Consent	(生物多様性条約公定訳では) 事前の情報に基づく同意 (名古屋議定書公定訳では) 情報に基づく事前の同意
PIPF	Pandemic Influenza Preparedness Framework	パンデミックインフルエンザ事前対策枠組
WIPO	World Intellectual Property Organization	世界知的所有権機関

用語（訳語）の使い分けについて

略語集に示したように、例えば、“Access and Benefit-Sharing”に対する日本語の用語（訳語）としては、「アクセスと利益配分」と「取得の機会及び利益配分」があります。このように、ひとつの英語の用語に対し、いくつかの日本語の用語がある場合の本手引での使い分けの原則は以下のようになっています。なお、これらはあくまで原則ですので、一部例外があるかもしれません、その場合はご容赦ください。

1. 全般的な原則

- ・ABS指針等の引用部分については、引用元の用語をそのまま用いています。

2. 用語ごとの原則

“Access and Benefit-Sharing”

- ・これまで、通常「アクセスと利益配分」が用いられてきましたが、名古屋議定書公定訳では「取得の機会及び利益配分」とされています。
- ・本手引では、原則として「アクセスと利益配分」又は略語の“ABS”を用いています。
- ・ただし、上述原則1の引用部分の他、名古屋議定書公定訳に関する説明等においては「取得の機会及び利益配分」を用いることにしました。

“ABS Clearing-House”

- ・「ABSクリアリングハウス」の他、ABS指針では「国際クリアリングハウス」、名古屋議定書公定訳では「取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センター」とされています。
- ・本手引では、原則として「ABSクリアリングハウス」又は略語の“ABSCH”を用いています。
- ・ただし、上述原則1の引用部分の他、ABS指針に関する説明等においては「国際クリアリングハウス」を、名古屋議定書公定訳に関する説明等においては「取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センター」用いることにしました。

“Prior Informed Consent”

- ・CBD公定訳では「事前の情報に基づく同意」、名古屋議定書公定訳では「情報に基づく事前の同意」とされています。
- ・本手引では、原則として「事前の情報に基づく同意」又は略語の“PIC”を用いています。
- ・ただし、上述原則1の引用部分の他、名古屋議定書公定訳に関する説明等においては「情報に基づく事前の同意」を用いることにしました。

3. 「提供国措置」及び「利用国措置」に対する用語

CBD及び名古屋議定書の下でのABSでは、提供国措置（CBD第15条、名古屋議定書第6条、第7条）及び利用国措置（名古屋議定書第15条、第16条、第17条）が重要な役割を担っています（本手引p.14「1. ABS指針策定の背景」を参照のこと）。

これらの提供国措置及び利用国措置に対し、この手引では、なるべく用語の統一を試みましたが、その場の文脈に応じていくつかの用語を使用したため、混乱を避けるため、それらを以下に示します。

	提供国措置	利用国措置	提供国措置 及び 利用国措置
手引本文	<ul style="list-style-type: none">・ 提供国法令（資源提供国の国内法令、提供国のABS法令、ABSに関する国内法令）・ 提供国ABS措置（遺伝資源の提供国のABS措置、提供国のABS措置）	利用国遵守措置（利用国としての遵守措置、遵守措置、国内遵守措置）	国内措置

なお、上述原則1のとおり、引用部分については引用元の用語をそのまま用い、引用部分の説明においても同様に引用元の用語を用いました。それらを、以下に示します。

ABS指針	<ul style="list-style-type: none">・ 提供国法令*	<ul style="list-style-type: none">・ 我が国に存する遺伝資源の利用のための取得の機会の提供に係る法令	—
通知**	<ul style="list-style-type: none">・ 提供国法令*	—	—
Q&A**	<ul style="list-style-type: none">・ 提供国法令*（提供国の法令、提供国としての法令、締約国の法令）・ ABS規制（提供国のABS規制）	—	—
パブコメ回答**	<ul style="list-style-type: none">・ 提供国法令*（提供国の法令、締約国の法令、提供国の国内の遺伝資源又は遺伝資源に関する伝統的知識の取得の機会及び利益配分に関する法令）	<ul style="list-style-type: none">・ 利用国措置・ 我が国に存する遺伝資源の取得の機会の提供に係る措置	—

*ABS指針第1章第2に定義された「提供国法令」。

**通知、Q&A、パブコメ回答：本手引p.18「(2)ABS指針に関するその他の資料」を参照のこと。

はじめに

1993年12月29日に発効した「生物の多様性に関する条約（Convention on Biological Diversity）」¹（以下、「生物多様性条約」又は「CBD」）は、遺伝資源を含む天然資源に対し各国の主権的権利を確認し、①遺伝資源を取得する際には資源提供国の国内法令に従い当該国の事前の同意を得ること、②遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分することを定めました。これを、CBDの下での「遺伝資源へのアクセスと利益配分（Access and Benefit-Sharing : ABS）」と呼んでいます。

さらに、このABSに関し、2010年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では、「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」²（以下、「名古屋議定書」又は「議定書」）が採択され、その後2014年10月12日に発効しました。この名古屋議定書は、ABSを目的とし、もって生物多様性の保全とその構成要素の持続可能な利用に貢献しようとするものです。

したがって、企業や大学等の研究者など遺伝資源の利用者は、CBDや名古屋議定書の下でのABSの原則を理解し、提供者側の信頼を得て適切に対応することが重要です。そのため、一般財団法人バイオインダストリー協会（JBA）では、「遺伝資源へのアクセス手引（第2版）」³を作成しています。ABS全般については、そちらを参照してください。

一方、我が国は、名古屋議定書を2017年5月22日に批准（受諾）し、それから90日後の2017年8月20日に締約国となりました。我が国では、締約国となると同時に、名古屋議定書の下での国内措置として「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」（平成29年5月18日付 財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省 共同告示）⁴（以下、ABS指針）が施行されました。

本手引では、企業や大学等の研究者など遺伝資源の利用者が、このABS指針に適切に対応できるよう、ABS指針策定の経緯、ABS指針の概要、ABS指針に示された措置に対応する際の留意点等を紹介します。

なお、このように、海外の遺伝資源にアクセスし利用する場合には、

- (a) 遺伝資源提供国のABS法令の遵守
- (b) 我が国のABS指針の遵守

（以下、脚注にあるURLには、別途記載が無い限り2017年12月27日にアクセス）

¹ CBD事務局：英語正文 <https://www.cbd.int/convention/text/>

環境省：公定訳 http://www.biodic.go.jp/biolaw/jo_hon.html

² CBD事務局：英語正文 <https://www.cbd.int/abs/text/default.shtml>

外務省：公定訳 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000236481.pdf>

JBA生物資源総合研究所：JBA仮訳 <http://www.mabs.jp/archives/nagoya/index.html>

³ JBA生物資源総合研究所：「遺伝資源へのアクセス手引（第2版）」 <http://www.mabs.jp/abs/tebiki.html>

⁴ 環境省：「国内措置（ABS指針）について」 <http://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/consideration.html>

が必要となります。

前述のように、本手引では主に(b)への対応を紹介しますが、(a)への対応については、既に参考となるいろいろな情報があります。次頁以降（p.5～9）に、海外の遺伝資源にアクセスし利用する際の全体の流れの中で、それぞれの場面ごとに参考となる情報がどこで入手できるのか、関連するサイト等を示しました。遺伝資源にアクセスし利用する際には、ここに示したサイトの情報等を参照し、適切に対応されるようお願ひいたします（ここに示したサイト等は、一部にすぎません。これらに限られるわけでも限るわけでもありませんので、他にも有用な情報がありましたら、適宜、ご活用ください）。

なお、本手引は、あくまで任意の手引であり、本文書によって、遺伝資源の利用者や提供者の既存の法律上の権利義務関係を変更するものではありません。

【海外の遺伝資源にアクセスし利用する際に参考となる情報の参照先】

1. 生物多様性条約（CBD）、名古屋議定書、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）の基本について知りたい。

(1) 生物多様性条約

- ・英語正文（CBD事務局）：

<https://www.cbd.int/convention/text/>

- ・日本語公定訳（環境省生物多様性センター）：

http://www.biadic.go.jp/biolaw/jo_hon.html

- ・英語正文/日本語公定訳対訳（JBA生物資源総合研究所）：

<http://www.mabs.jp/archives/joyaku/index.html>

(2) 名古屋議定書

- ・英語正文（CBD事務局）：

<https://www.cbd.int/abs/text/default.shtml>

- ・日本語公定訳（外務省）：

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000236481.pdf>

- ・英語正文/日本語公定訳/JBA仮訳対訳（JBA生物資源総合研究所）：

<http://www.mabs.jp/archives/nagoya/index.html>

(3) ABSの基本

- ・生物多様性条約の下での遺伝資源へのアクセスと利益配分の原則

本手引p.14

- ・「遺伝資源へのアクセス手引」（JBA/経済産業省）：

<http://www.mabs.jp/abs/tebiki.html>

- ・基本的な考え方（JBA生物資源総合研究所）：

<http://www.mabs.jp/abs/index.html>

- ・生物多様性条約におけるABSルールと名古屋議定書（環境省）

<http://www.env.go.jp/nature/biadic-abs/pdf/1-1.pdf>

(4) 関係省庁及び関連組織のCBD、名古屋議定書、ABS関連のポータルサイト

- ・生物多様性条約（外務省）：

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/bio.html>

- ・生物多様性条約（経済産業省）：

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/bio/Seibutsukanri/

- ・海外生物遺伝資源の利用促進のための総合窓口（農林水産省）：
http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s_win_abs.html
- ・生物多様性条約（CBD）に基づく生物資源へのアクセスと利益配分
 -企業のためのガイド（JBA生物資源総合研究所）：
<http://www.mabs.jp/>
- ・遺伝資源へのアクセスと利益配分
 (製品評価技術基盤機構（NITE）バイオテクノロジーセンター)：
<http://www.nite.go.jp/nbrc/global/index.html>
- ・国立遺伝学研究所 ABS学術対策チーム：
<http://idenshigen.jp/> 又は http://nig-chizai.sakura.ne.jp/abs_tft/
- ・遺伝資源を巡る国際情勢（農業生物資源ジーンバンク）：
<http://www.gene.affrc.go.jp/about-situation.php>
- ・九州大学有体物管理センター：
<https://mmc-u.jp/>



2. 海外の遺伝資源へアクセスする際の具体的な手順等を知りたい。

海外の遺伝資源を取得する際には、その国のABSに関する国内法令に従い「事前の情報に基づく同意（PIC）」を取得し、「相互に合意する条件（MAT）」（いわゆる契約）を締結することが大前提となります。

(1) 手順等の説明

- ・アクセスと利益配分への対応（JBA生物資源総合研究所）：
<http://www.mabs.jp/abs/index.html#b1>

(2) 遺伝資源提供国の国内法令等に関する情報

- ・ABSクリアリングハウス“ABS Measures”（CBD事務局）：
<https://absch.cbd.int/>

【国内の関連サイト】

- ・諸外国の制度について（環境省）：
http://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/foreign_measures.html
- ・CBD関連国別情報（JBA生物資源総合研究所）：
<http://www.mabs.jp/countries/index.html>

- ・各国のABS関連情報（製品評価技術基盤機構（NITE））：
<http://www.nite.go.jp/nbrc/global/countries/index.html>
- ・各国情報（国立遺伝学研究所ABS学術対策チーム）：
http://nig-chizai.sakura.ne.jp/abs_tft/report/qrca/
- ・国別・地域別情報（農林水産省）：
http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s_win_abs.html#kuni

【各国の問い合わせ先：「政府窓口」（National Focal Points）、「権限ある国内当局」（Competent National Authorities）】

- ・ABSクリアリングハウス “National Focal Points” and “Competent National Authorities”（CBD事務局）：
<https://absch.cbd.int/>

(3) MATのひな形に関する情報

- ・ABSクリアリングハウス “Model Contractual Clauses”（CBD事務局）：
<https://absch.cbd.int/>
- ・契約のひな形一覧（環境省）：
http://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf/agreement_format.pdf
- ・契約書（PIC/MAT）見本（国立遺伝学研究所ABS学術対策チーム）：
http://nig-chizai.sakura.ne.jp/abs_tft/report/pic/
- ・Biodiversity-related Access and Benefit-sharing Agreements（WIPO）：
<http://www.wipo.int/tk/en/databases/contracts/>
- ・Submissions in preparation for ICNP-3（CBD事務局）：
<https://www.cbd.int/icnp3/submissions/>
- ・“Information and Views on the Development, Updating and Use of Sectoral and Cross-Sectoral Model Contractual Clauses, Voluntary Codes of Conduct, Guidelines, Best Practices and Standards”（UNEP/CBD/ICNP/3/10）（CBD事務局）：
<https://www.cbd.int/doc/meetings/abs/icnp-03/official/icnp-03-10-en.doc>



3. 我が国のABS指針の概要や対応方法等を知りたい。

- ### (1) 国内措置（ABS指針）に関する各種情報
- ・国内措置（ABS指針）関係（環境省）：
<http://www.mabs.jp/abs/index.html#b1>

(2) 対応方法等

- ・遺伝資源へのアクセス手引～国内手続き編～「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」への対応（JBA/経済産業省）：
本手引
- ・遺伝資源国内取得書の発給（ABS指針第5章関係）
(製品評価技術基盤機構（NITE）バイオテクノロジーセンター)：
<http://www.nite.go.jp/nbrc/global/abs-chap5/index.html>



4. 困ったときの相談窓口を知りたい。

(1) ABSについて

- ・バイオインダストリー協会（JBA）生物資源総合研究所
TEL : 03-5541-2731 FAX : 03-5541-2737
Webフォーム : <http://www.mabs.jp/abs/madoguchi.html>
- ・経済産業省 商務情報政策局 商務・サービスグループ 生物化学産業課
生物多様性・生物兵器対策室
TEL : 03-3501-8625 FAX : 03-3501-0197
E-mail : bio-abs@meti.go.jp
- ・製品評価技術基盤機構（NITE）バイオテクノロジーセンター 国際事業推進課
TEL : 0438-20-5909 FAX : 0438-20-5902
Webフォーム : <https://www.nite.go.jp/cgi-bin/contact/?cid=00000145&lang=0>
- ・国立遺伝学研究所 ABS学術対策チーム
TEL : 055-981-5831 FAX : 055-981-5832
E-mail : abs@nig.ac.jp
- ・農林水産省 大臣官房政策課環境政策室利用推進班
TEL : (代表) 03-3502-8111 (内線 3297) FAX : 03-3591-6640
Webフォーム :
<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/kanbo/kankyo/16092.html>
- ・農業生物資源ジーンバンク
Webフォーム : <https://www.gene.affrc.go.jp/contacts-abs.php>
- ・九州大学 有体物管理センター
Webフォーム : <https://mmc-u.jp/reg-treaty/detail/m/i/nagoya/on/>

(2) ABS指針の運用に関する関係省庁の担当分野と担当部署

- ・ABS指針の運用に関する関係省庁の担当分野と担当部署

環境省：<http://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/contact.html>

又は

本手引p.62

【本手引のご利用にあたって】

本手引のご利用に先立ち、まず本手引の「構成」、「特徴」、「ABS指針への対応要否の判定フローチャート」を簡単にご紹介しておきます。

<本手引の構成>

本手引の構成は次のようになっています。ABS指針の内容を深く知りたい方は「ABS指針の概要」を、ABS指針への具体的な対応の仕方について知りたい方は「ABS指針への対応及び留意すべき点」をご覧になる等、必要に応じてご利用ください。

1. ABS指針策定の背景
2. ABS指針の概要
3. ABS指針への対応及び留意すべき点
 - ・附属書：様式記入解説書

<本手引の特徴>

本手引では、ABS指針の内容の理解を深め、具体的にどのように対応したらよいのかを分かりやすくするため、次のような工夫をしています。

・ABS指針、通知、Q&A、パブリックコメントの回答の併記

ABS指針に関連して、これまでに指針以外にも、以下のものが政府から公表されています（本手引p.18「(2)ABS指針に関するその他の資料」を参照のこと）。

- ① 「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針の施行について（通知）」（以下、通知）、
- ② 「ABS指針案へ寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方について」（以下、パブコメ回答）、
- ③ 「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針（ABS指針）に関するQ&A」（以下、Q&A）（以下、Q&A）

これらの通知、パブコメ回答、Q&Aは、ABS指針の内容を理解する上で大きな助けとなりますが、別々の資料なので、一度に参照するのには多少不便です。このため、本手引では、ABS指針の内容がより深く具体的に理解できるよう、ABS指針の各項目の説明に、通知、パブコメ回答、Q&Aの該当部分を付記しました。

・「誰が」、「いつ」、「（誰に）」、「何を」、「どうする」という観点での整理

ABS指針の規定のうち、企業や大学等の研究者など遺伝資源の利用者あるいはその団体等が対応を求められる部分については、どのように対応すればよいのかが分かりやすいよう、ABS指針の規定を、「誰が」、「いつ」、「（誰に）」、「何を」、「どうする」という観点で整理し説明しています。

・ABS指針への対応要否の判定フローチャート、様式の記入解説書等の活用

ABS指針に示された措置の柱は、環境大臣への、遺伝資源等の適法取得に関する報告及び利用関連情報の提供です。これらへの具体的な対応を助けるため、報告や提供の要否を判定するためのフローチャート、どの場合にどの報告様式を用いるのかを整理した表、報告様式へどのように記入したらよいのかを示した解説書、を作成しました。

<ABS指針への対応要否の判定フローチャート>

ABS指針に示された日本の利用国としての遵守措置の柱は、環境大臣への、遺伝資源及び遺伝資源に関する伝統的な知識（以下、遺伝資源等）の適法取得に関する報告及び利用関連情報の提供です。この報告や提供の要否を判定するためのフローチャート（図1）を示していますので、まずはこのフローチャートで、ご自身の案件について、報告や利用関連情報の提供が必要なのか確認してみてください。

なお、このフローチャートは、まず対応が不要な場合（a,b）について判断し、その後に必要な手続きについて示すという順になっています。

a. 「議定書適用外遺伝資源等」及び「議定書適用外遺伝資源利用」

まず、生物多様性条約や名古屋議定書の適用対象外としての「核酸の塩基配列等の遺伝資源に関する情報」や「ヒトの遺伝資源」等、ABS指針に示された「議定書適用外遺伝資源等」（フローチャートの①）や、「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」（ITPGR）が適用されるものや遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発に該当しない行為等の「議定書適用外遺伝資源利用」（フローチャートの②）を除外する。

b. a.以外で、ABS指針の手続上、適用対象外として示されたもの

「名古屋議定書非締約国」、「提供国のABS法令対象外遺伝資源」、「国際クリアリングハウスへの提供国法令の未掲載国」、「ABS指針の施行前の遺伝資源の取得」（フローチャートの③～⑥）を除外する。

ただし、フローチャートの①から⑥までは、順にではなくても、いずれかひとつでも「ABS指針への対応は不要です」と判定されれば対応する必要はありませんので、このことも念頭に置いておいてください。

また、このフローチャートは、ABS指針の中の「環境大臣への遺伝資源等の適法取得に関する報告及び利用関連情報の提供」に関する部分のみをまとめたものです。その他の部分については、本手引の関連部分をご覧ください。

海外の遺伝資源を取得する際には、遺伝資源提供国のABSに関する国内法令等に従い、PICを取得し、MATを設定することが、CBDの下でのABSの手続きの大原則です。日本のABS指針を遵守しただけでは、ABSの手続きをとったことにはなりませんので、ご注意ください。

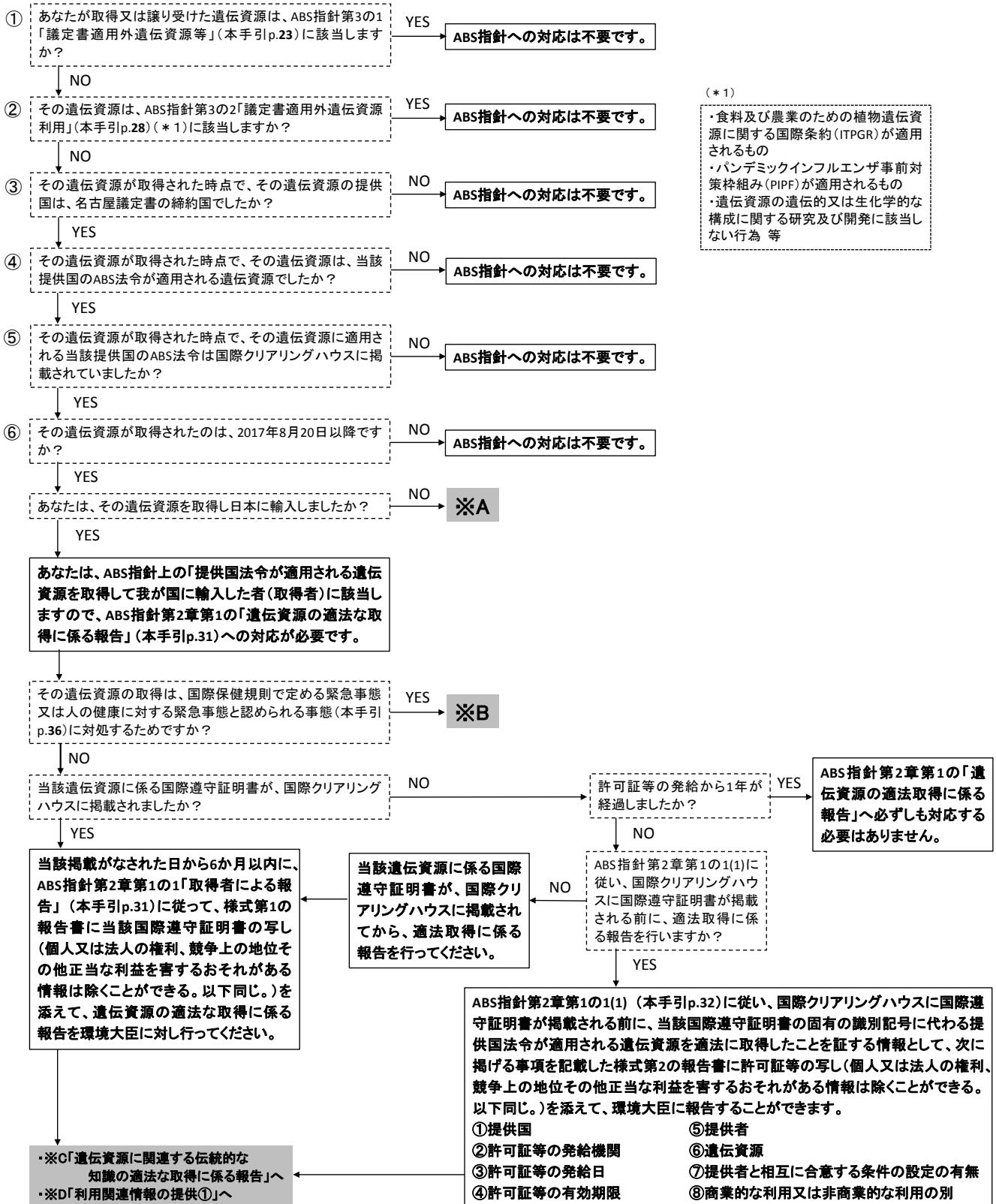


図1(その1). フローチャート：環境大臣への適法取得の報告及び利用関連情報の提供への対応の要否

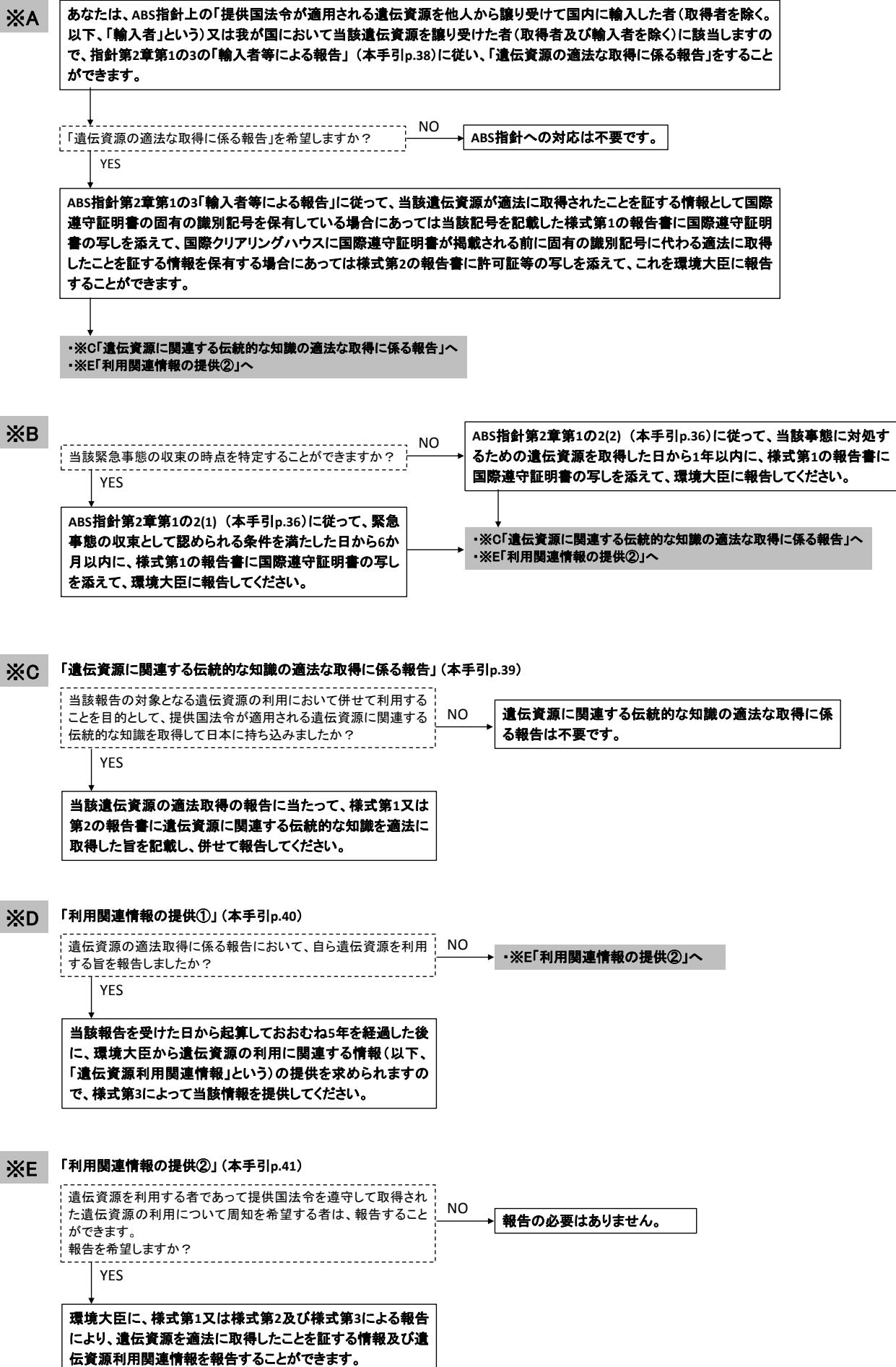


図1（その2）。フローチャート：環境大臣への適法取得の報告及び利用関連情報の提供への対応の要否

1. ABS指針策定の背景

(1) 生物多様性条約の下での遺伝資源へのアクセスと利益配分の原則

生物多様性条約（CBD）第15条では、遺伝資源を含む天然資源に対し各国の主権的権利を確認し、遺伝資源へのアクセスと利益配分（Access and Benefit-Sharing : ABS）に関して、次の2つの原則を定めました。

- ・遺伝資源を取得する時点で、その遺伝資源の提供国にABSに関する国内法令がある場合には、その国内法令に従い、必要な情報を事前に知らせた上で、提供国から「事前の情報に基づく同意（Prior Informed Consent : PIC）を得る。
- ・遺伝資源の利用から生ずる利益は、「相互に合意する条件（Mutually Agreed Terms : MAT）」（いわゆる契約）によって公正かつ公平に配分する。

したがって、海外の遺伝資源をその国において取得する際には、その時点で定められているその国のABSに関する国内法令に従い、PICを取得し、MATを締結することが大前提となります。

(2) 名古屋議定書の下での提供国義務及び利用国義務

名古屋議定書は、締約国に以下のことを求めています。

① 遺伝資源提供国としての義務

遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する措置（提供国ABS措置）を整備し、それを、CBD事務局のウェブサイトに設けられたABSクリアリングハウス（ABSCH）に公開すること（ただし、提供国ABS措置を設けないという選択肢を探ることもできる）。

② 遺伝資源利用国としての義務

自国の管轄下で利用される遺伝資源が、当該遺伝資源の提供国のABS措置に従い、情報に基づく事前の同意（PIC）を取得し、相互に合意する条件（MAT）が設定された上で、適切に取得されたものであることとなるよう規定するための措置（利用国遵守措置）を設けること（全ての議定書締約国は、遵守措置を設けることを義務付けられている）。

また、遺伝資源の利用をモニタリングする措置を、適宜、設けること。

なお、提供国ABS措置も利用国遵守措置も、態様は「立法上、行政上又は政策上の措置」として、いずれかを各国が選択できることとなっています。

このことを示したのが、図2です。

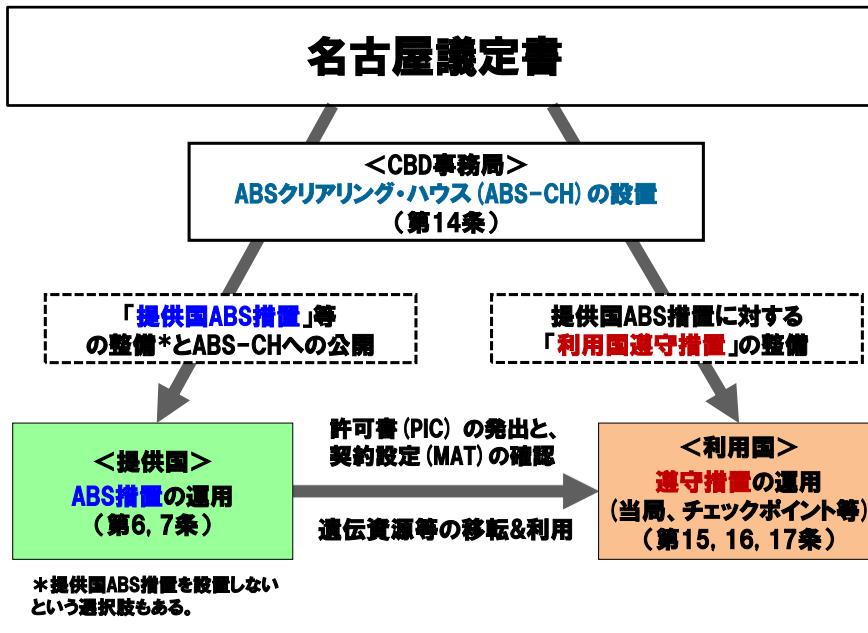


図2. 名古屋議定書下での提供国義務及び利用国義務

これは、提供国及び利用国がそれぞれの義務を遵守することにより信頼関係を構築し、遺伝資源へのアクセスと利用の促進を図り、ABSの好循環を生み出すためのものです。

(3) 我が国の国内措置の検討の経緯

この名古屋議定書を批准するにあたり、我が国では、名古屋議定書の下での義務を満たすための国内措置が検討されました。その経緯を、表1に示します。

このように、我が国では十分に時間をかけて丁寧な検討を行い、2017年8月20日に、ABS指針（行政上の措置）という形で名古屋議定書の下での国内措置が施行されました。

表1. 我が国の国内措置の検討の経緯

2012年9月～ 2014年3月	環境省の下に「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」が設置され、産業界及び学術界の有識者等が、日本にふさわしい国内措置のあり方について検討。このあり方検討会は、計16回開催され、その報告書等は環境省のウェブサイトに公開されている ⁵ 。
その後	関係省庁間での検討
2017年	
1月20日	ABS指針（案）の公表
2月18日まで	意見募集（パブリックコメント）の実施
5月18日	ABS指針の告示

⁵ 環境省：名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会
<http://www.env.go.jp/nature/biodic/abs/conf01.html>

8月 20日	名古屋議定書が我が国において発効 ABS指針の施行
--------	------------------------------

(4) ABS指針の位置付け

ABS指針の「第4章 我が国に存する遺伝資源の取得の機会の提供」には、我が国は提供国ABS措置をとらないことが規定されています。したがって、ABS指針は、主に利用国の遵守措置に関するものです。

なお、提供国のABS措置とABS指針の関係に関しては、以下の点に留意してください。

- ・遺伝資源の取得の際のABSの手続きを定めているのは、提供国のABS措置ですので、それに従わなければなりません。日本のABS指針を遵守しただけでは、ABSの手続きをとったことにはなりません。
- ・名古屋議定書又はABS指針を超える範囲を適用対象とする提供国のABS措置であっても、その国でその法令等の対象となる行為は、それに従わなければなりません。

2. ABS指針の説明

次に、ABS指針について説明します。

(1) ABS指針の構成

ABS指針の構成を、表2に示します。

なお、*印のついた項目は、ABS指針では項目名が付けられていません。ここに示した項目名は、JBAがこの手引で仮に付けたものです。以下の説明においても、同様ですので、ご承知おきください。

表2. ABS指針の構成

第1章 総則
第1 目的
第2 定義
第3 適用範囲
1 議定書適用外遺伝資源等
2 議定書適用外遺伝資源利用
第2章 提供国法令の遵守の促進に関する措置
第1 遺伝資源の適法な取得に係る報告
1 取得者による報告
2 人の健康に係る緊急事態
3 輸入者等による報告
4 環境大臣による国際クリアリングハウスへの情報の提供
5 環境大臣による情報の周知
第2 遺伝資源に関する伝統的な知識の適法な取得に係る報告
第3 報告の奨励
1 報告に係る指導及び助言
2 国際遵守証明書の固有の識別記号の公表
第4 提供国法令の違反の申立てに係る協力
1 議定書の我が国以外の締約国から提供国法令の違反の申立てがあった場合*
2 申立てをした議定書の我が国以外の締約国への情報の提供*
第5 遺伝資源利用関連情報の提供の求め方等
1 遺伝資源利用関連情報の提供の求め
2 遺伝資源利用関連情報の活用
第3章 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する 奨励
第1 公正かつ衡平な利益配分

1 我が国に存する遺伝資源を提供する者が努めること*
2 我が国に存する遺伝資源を利用する者が努めること*
3 海外の遺伝資源等を利用する者が努めること*
第2 遺伝資源の利用から生ずる利益の生物の多様性の保全及び持続可能な利用への充当
第3 締結する契約における規定を通じた当該契約の実施に関する情報共有
第4 契約の条項のひな形の作成等
第5 行動規範、指針及び最良の実例又は基準
第4章 我が国に存する遺伝資源の取得の機会の提供
第5章 国内における遺伝資源の取得に関する書類の発給
第6章 主務大臣
附則
(施行期日)
(見直し)
様式第1~3

(2) ABS指針に関連するその他の資料

ABS指針に関連して、表3に示したいくつかの資料が政府から公表されています（2017年12月27日現在）。

表3. ABS指針関連資料

公表日	資料名及びその概要
2017年5月18日	<p>「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針の施行について（通知）」⁶：</p> <ul style="list-style-type: none"> ABS指針の制定の趣旨、用語の定義やABS指針の適用範囲・内容等をさらに具体的に説明する資料（以下、「通知」） <p>「ABS指針案へ寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方について」⁷：</p> <ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントに寄せられた意見に対する政府の考え方を示す資料（以下、「パブコメ回答」）

⁶ 環境省：「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針の施行について」 http://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_04/4-2.pdf

⁷ 環境省：「ABS指針案へ寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方について」 <http://www.env.go.jp/press/files/jp/105774.pdf>

2017年9月22日	「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針（ABS指針）に関するQ&A」 ⁸ ： ・ABS指針に関するQ&A（以下、「Q&A」）
------------	---

これらの通知、パブコメ回答及びQ&Aは、ABS指針の内容を理解する上で大きな助けとなります。このため、以下の説明では、ABS指針の該当部分に対応する通知、パブコメ回答及びQ&Aを引用付記しました。通知本文と読み合わせて、理解をより深めていただければ幸いです。

なお、通知、パブコメ回答及びQ&Aの引用部分において、太字の箇所があります。また、一部JBAの補足説明を「(JBAコメント)：」として加えました。これらは理解を助けるためにJBAが本手引において実施したものですので、ご承知おきください。

また、パブコメ回答は、ABS指針（案）に対し寄せられた意見に対する回答です。このため、

- ・ABS指針が施行された今改めて紹介する必要の無いものがありました。これらについては、パブコメ回答への言及は省略しました。
- ・さらに、本手引ではABS指針の理解や今後の運用に関して鍵となるパブコメ回答のみを具体的に紹介することとし、それ以外については、どのようなパブコメ回答があるのか意見番号を紹介するだけに留めました。これらについては、ご興味がある方はパブコメ回答の元資料をご覧ください。

(3) ABS指針の位置付け

ABS指針の位置づけ等、ABS指針全体を理解するのに役立つ情報が、パブコメ回答やQ&Aの中にありましたので、ABS指針の個別の項目について説明する前に、それらを紹介しておきたいと思います。

まず、日本の利用国遵守措置が法律ではなく指針となった点については、パブコメの意見番号^{56、57、58}に対する回答の中で、「名古屋議定書第15条では立法上、行政上又は政策上の措置のいずれも担保措置として認められています。利用国措置の形式が幅広く認められている背景には、利用国措置はあくまでも遺伝資源の提供国の法令執行を補完するものにすぎないことが挙げられます。すなわち、提供国の法令に違反する者への処罰を含めた提供国法令の執行は一義的には提供国自身が行うべきものであり、提供国の法令違反の有無について、利用国である我が国が認定を行うことは困難であることを考慮する必要があります。こうした観点を勘案した結果、我が国の利用国措置は、法令に基づく規制的措置ではなく、適法取得を奨励する行政上の措置とすることとしたものであり、本指針は

⁸ 環境省：「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針（ABS指針）に関するQ&A」 <http://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf/qa.pdf>

我が国の担保措置として適当と考えています」と説明されています。

*パブコメ回答中の番号。以下の説明においても同様。

また、日本のABS指針と提供国のABS措置（規制）との関係については、Q&Aの中に以下のような説明があります。

(Q&A)

1-1. Q: 我が国のABS指針を遵守すれば、提供国のABS規制を遵守したことになるか？

A: なりません。遺伝資源又は遺伝資源に関する伝統的知識の提供国において、遺伝資源又は遺伝資源に関する伝統的知識の取得に関する何らかの法令等（法律の他、行政措置、政策措置等を含む。以下、ABS規制という。）が定められている場合は、我が国の指針の遵守とは別に、その規定を遵守する必要があります。

1-2. Q: 我が国のABS指針の適用範囲を超える提供国のABS規制については遵守しなくてもよいか？

A: 我が国のABS指針の適用範囲の対象となる行為か否かにかかわらず、提供国においてABS規制が定められている場合には、適用範囲も含めてその規定を遵守する必要があります。

1-3. Q: 意図せず提供国のABS規制に従わずに入りに遺伝資源を取得したことが後から判明した場合にはどうしたらよい？

A: 提供国のABS規制を遵守せずに遺伝資源を取得してしまうような事態を避けるために、取得に当たっては事前に提供国の法令等をよく確認することが必要です。違法に取得したことが後から判明した場合には、提供国政府、提供者等と相談の上、許可等を改めて取得することや契約を改めて締結すること等の必要な対応を検討してください。また、その結果、改めて許可証等を取得し、それが提供国によって国際クリアリングハウスに提供され、国際的に認められた遵守の証明書（国際遵守証明書（IRCC））として掲載された場合には、環境大臣に対して我が国のABS指針に基づく取得の報告を行ってください。

【用語の解説】

許可証等…名古屋議定書第6条3(e)に定める「情報に基づく事前の同意を与えるとの決定及び相互に合意する条件の設定を証明するもの」として、提供国の政府等から、取得の機会の提供の際（遺伝資源の取得時）に発給される許可証等。

(JBAコメント) : 必要な対応はケース・バイ・ケースで異なると考えられますので、まず国内において知識と経験のある第三者（JBA等の相談窓口を含む）と相談し、方針や対応策を定めた上で提供国や提供者に相談する事をお勧めします。

- ・Q&Aの番号は、Q&A中の番号。以下の説明においても同様。

(4) ABS指針の各項目の説明

次に、ABS指針の各項目について説明します。

1) 第1章：総則

本章には、ABS指針の目的、用語の定義、適用範囲が規定されています。

① 第1章第1：目的

(ABS指針)

この指針は、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する措置を講ずることにより、生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書（以下「議定書」という）の的確かつ円滑な実施を確保し、もって生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献することを目的とする。

(通知) : 第1（通知中の項目番号。以下の説明においても同様）

- ・本指針は、提供国法令の遵守の促進に関する措置及び利益を生物多様性の保全等に充てる等のABSの奨励に関する措置を講ずることにより、提供国等からの信頼を獲得し遺伝資源を円滑に取得できるようにすることで、我が国国内における遺伝資源に係る研究開発の推進、及び、提供国法令違反として訴訟提起されるリスクの低減に資するものであり、もって、提供国から我が国に持ち込まれた遺伝資源の適切な利用を促進するものである。

(Q&A) 、 (パブコメ回答) : この項目に関してはありません。

② 第1章第2：定義

ここには、ABS指針で使われる以下の8つの用語が定義されています。

(ABS指針)

- (1)「遺伝資源」 : 遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材であって現実の又は潜在的な価値を有するものをいう。

- (2) 「遺伝資源の利用」：遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発を行うことをいう。
- (3) 「遺伝資源に関する伝統的な知識」：生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する伝統的な生活様式を有する先住民の社会及び地域社会において伝統、風習、文化等に根ざして昔から用いられている特有の知識のうち、遺伝資源の利用に関するものを行う。
- (4) 「国際クリアリングハウス」：議定書第14条1に規定する情報交換センターをいう。
- (5) 「提供国」：議定書の我が国以外の締約国であって遺伝資源又は遺伝資源に関する伝統的な知識を提供する国をいう。
- (6) 「提供国法令」：議定書第15条1又は第16条1に規定する提供国の国内の遺伝資源又は遺伝資源に関する伝統的な知識の取得の機会及び利益の配分に関する法令であつて、議定書第14条2(a)の規定により国際クリアリングハウスに提供されたものをいう。
- (JBAコメント)：「国際クリアリングハウスに提供されたもの」という条件が付いていることに留意すべきである。
- (7) 「許可証等」：議定書第6条3(e)の規定により発給された許可証又はこれに相当するものをいう。
- (8) 「国際遵守証明書」：議定書第17条2に規定する国際的に認められた遵守の証明書として国際クリアリングハウスに提供された許可証等をいう。

（通知）：第2

(1) 遺伝資源

「遺伝の機能的な単位」とは、遺伝形質を規定する因子であって、形質に係る遺伝情報を世代を通じて受け継ぐ機能を有するものを意味し、具体的には遺伝子（生物の個々の遺伝形質を発現させる元になるデオキシリボ核酸（DNA）及びリボ核酸（RNA）の分子の特定の領域）を指す。

「植物、動物、微生物その他に由来する素材」の「その他」とは、ウイルス及びウイルロイドを含めた全ての生物を含むものである。

(2) 遺伝資源の利用

「遺伝資源の遺伝的又は生化学的構成に関する研究及び開発」とは、製品開発等に至らない遺伝資源の遺伝的又は生化学的構成に関する研究も含むものである。

(3) 遺伝資源に関する伝統的な知識

「先住民の社会及び地域社会」とは、ある国において、他の国民と種族、宗教又は言語を異にする人々であって、歴史的、社会的又は文化的観点から他の集団と明確に区別でき、かつその国の領域内にもとから住んでいるものが属する社会及びそれに類する社会をいい、我が国においてはアイヌ社会が該当する。

(Q&A)

2-2.	<p>Q : ABS指針上の「国際クリアリングハウス」と生物多様性条約事務局が運営する 「ABSクリアリングハウス」は同一か？</p> <p>A : いずれも名古屋議定書第14条1に規定する情報交換センターのことであり、 同一のものです。なお、「ABSクリアリングハウス」は、生物多様性条約事務 局が運営するウェブサイト (https://absch.cbd.int/) に設置されています。</p>
------	---

(パブコメ回答)

意見番号	意見	意見への考え方
5	名古屋議定書英語正文では “the Access and Benefit-sharing Clearing-House” と大文字で固有名詞として記載しており、CBD事務局のウェブサイトや CBD文書においても、“ABS Clearing-House” と略記されることが多いため、指針（案）においても「国際クリアリングハウス」ではなく、「ABSクリアリングハウス」とすべきである。	法律等の条文においては、定義及び略称は日本語により規定するのが通例であり、アルファベットによる略称だけでは何の訳語の略か不明であることから、NPOといった一般国民に広く浸透している用語を除き、基本的に用いられません。ABSについては説明がないと別の呼称と誤解される場合も生じうる考えられ、「ABSクリアリングハウス」と単独で略称を用いることは適当でないと考えます。本指針において日本語で記載する場合、名古屋議定書和訳の「取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センター」となりますが、分かりやすさの観点と環境大臣に報告された情報を国内において公表する「環境省のウェブサイト」と対比する観点から、「国際クリアリングハウス」としています。このため、原文どおりとさせていただきます。

③ 第1章第3：適用範囲

i) 第1章第3の1：議定書適用外遺伝資源等

ここには、「議定書適用外遺伝資源等」として以下の6つが挙げられており、これらはABS指針の適用対象とはならないとされています。なお、「次に掲げるものその他の」とあることから、以下の6つに限定されるものではないと解されます。

(ABS指針)

- | |
|---|
| (1)核酸の塩基配列等の遺伝資源に関する情報（遺伝資源に関する伝統的な知識に該当するものを除く。） |
| (2)人工合成核酸（生物から取り出された断片を含まないものに限る。） |

- (3)遺伝の機能的単位を有しない生化学的化合物
- (4)ヒトの遺伝資源
- (5)遺伝資源又は遺伝資源に関する伝統的な知識であって、議定書が日本国について効力を生ずる日前に提供国から取得されたもの
- (6)一般に遺伝資源の利用の目的以外の目的のために販売されている遺伝資源であって、遺伝資源の利用を目的とせずに購入されたもの

（通知）：第3の1

1. 議定書適用外遺伝資源等

（1）核酸の塩基配列等の遺伝資源に関する情報

「遺伝資源」とは、「遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材であって現実の又は潜在的な価値を有する素材」をいうところ、「核酸の塩基配列等の遺伝資源に関する情報」は、「植物、動物、微生物その他に由来する素材」に該当しない。

（2）人工合成核酸

生物から取り出されたものではなく、人工的に合成された核酸（生物から取り出された断片を含まないものに限る。）については、「植物、動物、微生物その他に由来する素材」に該当しない。

（3）遺伝の機能的単位を有しない生化学的化合物

議定書第2条に規定する派生物のうち、遺伝の機能的単位を有しない生化学的化合物は、遺伝資源に該当しない。なお、遺伝資源を提供国から取得し、我が国における研究及び開発の過程で遺伝の機能的単位を有しない生化学的化合物を抽出し、製品等を開発する場合、当該遺伝資源の取得の際にPICを取得しMATを設定することは議定書の適用範囲内であり、その利益配分は提供者と取得者のMATの対象となり得る。

（4）ヒトの遺伝資源

ヒトの細胞、遺伝子等のヒトの遺伝資源については、条約の対象外である。

（5）遺伝資源又は遺伝資源に関する伝統的な知識であって、議定書が日本国について効力を生ずる日前に提供国から取得されたもの

条約は、別段の意図が条約自体から明らかである場合等を除き、条約の効力が当事国について生ずる日前に行われた行為、生じた事実又は消滅した事態に関し、当該当事国を拘束しないこととされている（条約法に関するウィーン条約第28条）。このため、議定書が日本国について効力を生ずる日前に提供国から取得された遺伝資源又は遺伝資源に関する伝統的な知識については、議定書の適用範囲外となる。

（6）一般に遺伝資源の利用の目的以外の目的のために販売されている遺伝資源であって遺伝資源の利用を目的とせずに購入されたもの

一般流通商品の貿易を目的として取得された生物資源は、一般に遺伝資源の利用の目

的以外の目的のために販売されている生物資源であって遺伝資源の利用を目的とせずに購入されたものに該当するため、議定書の適用範囲外となる。

「生物資源」とは、現に利用され若しくは将来利用されることがある又は人類にとって現実の若しくは潜在的な価値を有する遺伝資源、生物又はその部分、個体群その他生態系の生物的な構成要素を含むものをいう。これは、遺伝の機能的単位を有するか否かという観点とは異なる観点から捉えた資源であり、遺伝資源より広い概念である。例えば、貿易を目的として取得される一般流通商品は、遺伝資源ではないが生物資源である。

(Q&A)

(4) ヒトの遺伝資源

2-6. Q : ABS指針に定義された「ヒトの遺伝資源」には、ヒトの血液や体内の微生物は含まれるか？

A : ヒトの血液に含まれる遺伝資源は、「ヒトの遺伝資源」に該当するため、ABS指針の対象になりません。一方、腸内細菌等のヒトの体内に存する微生物は、ヒトの遺伝子そのものではないため、ABS指針の対象となります。但し、ヒトの病原体のうち、パンデミックインフルエンザ事前対策枠組みの対象となるもの及びワクチン製造の原料として使用する季節性インフルエンザ株については、施行通知「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針を適用しないパンデミックインフルエンザ事前対策枠組みに基づく遺伝資源の利用について（厚生労働省・環境省通知）」で示しているとおり、ABS指針の適用外となります。

なお、提供国によっては、提供国法令でこれらをABSの対象としている場合がありますので、ご注意ください。

(5) 遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識であって、議定書が日本国について効力を生ずる日前に提供国から取得されたもの

1-4. Q : 過去に海外から取得した遺伝資源であって、提供国政府による情報に基づく事前の同意（PIC）を証明する書類が付随していないものは、ABS指針上はどう扱われこととなるのか？

A : 名古屋議定書が我が国について効力を生ずる日（平成 29 年 8 月 20 日）より前に取得した遺伝資源については、ABS指針の対象外であり、環境大臣への報告の対象ではありません。他方、提供国政府及び提供者とのトラブルを防ぐには、提供国のABS規制に従った取得であること、また、利用の内容が取得時に相互に合意された条件（MAT）に違反していないことを示す証拠を整えておくことが重要です。

(6) 一般に遺伝資源の利用の目的以外の目的のために販売されている遺伝資源であって
遺伝資源の利用を目的とせずに購入されたもの

2-4.	<p>Q : 国内で流通する輸入された商品等（いわゆる「コモディティー」）から遺伝資源を取得し、研究開発等をする場合には、ABS指針の対象になるか？</p> <p>A : ABS指針においては、自ら提供国において遺伝資源を取得して我が国に輸入した者を取得者として報告を求める対象としているため、既に我が国に輸入された遺伝資源を国内で譲り受けた者の報告は任意となります。</p>
------	--

(JBAコメント) : 国内で流通する輸入された商品等（いわゆる「コモディティー」）から遺伝資源を取得し研究開発等をする場合、必要な対応はケース・バイ・ケースで異なる可能性がありますので、まず国内において知識と経験のある第三者（JBA等の相談窓口を含む）にご相談ください。

2-5.	<p>Q : 提供国において流通する商品等を購入し、我が国に輸入して遺伝資源の研究開発をする場合には、ABS指針及び提供国法令の対象になるか？</p> <p>A : ABS指針においては、提供国においてPICの取得及びMATの設定に係る手続を行うこととなる者で、自ら提供国において遺伝資源を取得して我が国に輸入した者を対象に、報告を求めることとしています。このため、提供国において商品として流通する遺伝資源を他人から譲り受け（購入を含む。）国内に輸入した者の報告は、任意となります。ただし、提供国法令が、提供国内において遺伝資源を他人から譲り受ける際にPICの取得等を求めている場合は、提供国法令の対象となり、この場合、譲り受けた者も「自ら取得した者」に当たることから、ABS指針において報告が求められることとなります。</p>
------	--

(パブコメ回答)

意見番号	意見	意見への考え方
「議定書適用外遺伝資源等」全般		
17	適用範囲の「1 議定書適用外遺伝資源等」と「2 議定書適用外遺伝資源利用」の関係が、論理積(AND)であるのか論理和(OR)であるのか明示的でないで明瞭化されたい。例えばCBD第4条適用範囲の(a), (b)は原文では単なる並列関係ではなくandで結合されているが、条約の公定訳では接続詞が省略されているため適用範囲が曖昧になっている。	「1 議定書適用外遺伝資源等」、「2 議定書適用外遺伝資源利用」のいずれかのみに該当する場合も適用対象外になります。

(4) ヒトの遺伝資源

11	ヒトの遺伝資源については指針の適用範囲外とされているが、ヒトを対象とした遺伝子治療や細胞治療	本指針第1章第3の1 (4)において適用除外としているヒトの遺伝資源については生物多様性条約及
----	--	---

	<p>において、ウィルス等を用いた組換え細胞を使用する場合、商用の場合は文書による確認とし、治療行為を伴った資源移転の場合は別個に扱う等、カルタヘナ議定書も参考にして別途定めておく必要があるのではないか。</p>	<p>び名古屋議定書の対象外であることから、遺伝子組換えを行った場合も含めて本指針の対象外とすることを通知においてお示しすることとします。</p> <p>(JBAコメント)：通知には「遺伝子組換えを行った場合も含めて」との記載はない。</p>
--	--	--

(5) 遺伝資源又は遺伝資源に関する伝統的な知識であって、議定書が日本国について効力を生ずる日前に提供国から取得されたもの

12	<p>我が国について議定書が効力を生じた日以降に提供国から取得された遺伝資源又は遺伝資源に関する伝統的な知識であっても、議定書が当該提供国について効力を生じていない時点で取得されたものおよび非締約国から取得されたものについては適用外であることを明示するべき。</p>	<p>指針第1章第2（5）において「提供国」を「議定書の我が国以外の締約国であって遺伝資源又は遺伝資源に関する伝統的な知識を提供する国をいう。」と定義しているため、第1章第3の1（5）中の「提供国」の範囲も同内容となります。このため、非締約国及び議定書を締結したものの国内において効力を生じていない国が含まれないことは明らかであります。</p>
----	--	---

(6) 一般に遺伝資源の利用の目的以外の目的のために販売されている遺伝資源であって遺伝資源の利用を目的とせずに購入されたもの

7	<p>外来生物（特に侵略的外来生物）の正確な同定に際しては、比較すべき日本産種が存在せず、DNA配列を分析せざるを得ない場合があり、通常、栽培・飼育用に販売されている外来生物をDNAの比較対照試料とする。ABS規制を厳格に運用した場合、比較対象種のDNA解析が不能となり、外来生物の同定・認知・実態把握が妨げられることになる。生物多様性条約及び名古屋議定書第8条の趣旨に照らし、栽培・飼育用に販売等されている外来生物の同定及び調査研究についてはABS規制の適用外にするなど配慮すべき。</p>	<p><u>国内において販売等されている生物を取得する行為については、本指針の適用対象外です。</u></p> <p>また、<u>他国において販売等されている生物</u>を取得して我が国に持ち込む場合であっても、①当該国が名古屋議定書の非締約国である場合や、②既に開発されている遺伝子検査手法を用いて特定の形質と遺伝子の関係を調べる場合、既に遺伝子解析がなされている生物につき遺伝子解析を行う場合等の遺伝的又は生物学的構成に関する研究開発に該当しない場合については、本指針の適用対象外となります。</p> <p>なお、提供国法令の適用対象となるかについて、名古屋議定書の対象となる遺伝資源は、その利用（遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発）を目的として取得するものであるため、取得後に遺伝資源として新たに利用することとなった場合の取扱いは、提供国法令によることとなります。</p>
13	<p>告示の適用対象外として「一般に遺伝資源の利用の目的以外の目的のために販売されている遺伝資源で</p>	<p>本指針においては、提供国において遺伝資源を取得し、かつ、当該遺伝資源の取得について提供国法令に</p>

	あって、遺伝資源の利用を目的とせずに購入されたもの」が挙げられているが、これは、 遺伝資源の利用を目的として購入したものは報告の対象になると理解して良いか。	基づく許可証等が発給された者であって、我が国に輸入した者が報告を求められる対象とされており、これに該当せずに 提供国内で譲り受けた者及び国内で譲り受けた者の報告は任意となります 。なお、 提供国法令の適用対象となるかについて 、名古屋議定書の対象となる遺伝資源は、その利用（遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発）を目的として取得するものであるため、取得後に遺伝資源として新たに利用することとなった場合の取扱いは、 提供国法令によることとなります 。
14	「一般に遺伝資源の利用の目的以外の目的のために販売されている遺伝資源であって、遺伝資源の利用を目的とせずに購入されたもの（いわゆる「コモディティ」）」は適用除外とするとされていますが、既に、国内で流通する食品等の コモディティを利用した研究開発 は、遵守措置の対象から除外すべき。	「一般に遺伝資源の利用の目的以外の目的のために販売されている遺伝資源であって、遺伝資源の利用を目的とせずに購入されたもの（いわゆる「コモディティ」）」は適用除外とするとされていますが、既に、国内で流通する食品等の コモディティを利用した研究開発 は、遵守措置の対象から除外すべき。

ii) 第1章第3の2：議定書適用外遺伝資源利用

ここでは、議定書「第4条 国際協定及び国際文書との関係」に基づき、議定書の適用される遺伝資源の利用に該当しない行為「議定書適用外遺伝資源利用」として、具体的には、

- ・「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」（ITPGR）が適用されるものが挙げられています。

なお、「(ITPGR) が適用されるものその他」とあることから、ITPGRに限定されるものではないと解され、通知において以下のとおり「パンデミックインフルエンザ事前対策枠組み（PIPF）が適用されるもの」も挙げられています。

(ABS指針)

この指針は、遺伝資源の利用であって食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約が適用されるものその他の議定書適用外遺伝資源利用（議定書の適用される遺伝資源の利用に該当しない行為をいう。）については、適用しない。

(通知) 第3の2

(1) 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約が適用されるもの

食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（以下「ITPGR」という。）は、議定書第4条4の「取得の機会及び利益の配分に関する専門的な国際文書」に該当する。このため、ITPGRに基づき、生物多様性条約及び議定書の目的と適合し、かつ、これらに反しないものが適用される場合、ITPGR 第10条に基づく多数国間の制度の対象であるITPGR附属書Iに掲げる作物その他の農林水産省及び環境省が別途定める食料及び農業のための植物遺伝資源の利用⁹については、指針を適用しない。

⁹ 環境省：「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針を適用しない食料及び農業のための植物遺伝資源の利用について（通知）」

http://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_04/4-4.pdf

(2) その他の議定書適用外遺伝資源利用

① パンデミックインフルエンザ事前対策枠組みが適用されるもの

パンデミックインフルエンザ事前対策枠組み（以下「PIPF」という。）は、議定書第4条4の「取得の機会及び利益の配分に関する専門的な国際文書」に該当する。このため、PIPFに基づき、生物多様性条約及び議定書の目的と適合し、かつ、これらに反しないものが適用される場合、PIPFの対象となる遺伝資源その他の厚生労働省及び環境省が別途定める遺伝資源の利用¹⁰については、この指針を適用しない。

② 次に掲げる行為については、遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発に該当しないものであり、議定書の適用範囲外である。

イ 遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発を伴わない培養、飼育又は栽培

例えば、次に掲げる培養、飼育又は栽培については、遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発を伴わないものであって、議定書の適用範囲外である。

- (イ) 動物を愛玩用に飼育すること
- (ロ) 酵母菌をそのまま酒造やパン製造に使用すること
- (ハ) 植物を株分け、挿し木、実生等により増やし苗又は収穫物を販売すること
- (二) 新品種の開発等の遺伝的又は生化学的な構成に関する新たな知見の創造を目的とせずに通常の営農行為として品種間の交雑を行うこと

ロ 遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発を伴わない製品の製造

例えば、次に掲げる製品の製造については、遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発を伴わないものであって、議定書の適用範囲外である。

- (イ) 生物資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する新たな知見の創造を伴わず、当該生物資源を原材料として用いて製品を製造すること
- (ロ) 既に成分又は製法が明らかになっている漢方薬の原材料を輸入して、既承認若しくは文献等において既知の漢方処方又は加減処方を製造すること（一般的に商取引されている生薬を用いた生薬製剤（漢方薬に該当しない生薬含有製剤をいう。）を製造することを含む。）
- (ハ) 当該生物の遺伝的又は生化学的な構成に関する新たな機能等について研究することなく、生物資源から抽出したエキス等の抽出物又は生物資源の粉末を、医薬品、化粧品、食品等に配合すること
- (二) 季節性インフルエンザウィルス株を原料として輸入し、生物資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する新たな知見を創造することなく、ワクチン製造に使用すること

ハ 遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発を伴わない検査、研究、分析及び教育

¹⁰ 環境省：「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針を適用しないパンデミックインフルエンザ事前対策枠組みに基づく遺伝資源の利用について（通知）」

http://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_04/4-3.pdf

活動

例えば、次に掲げる検査、研究、分析及び教育活動については、遺伝的又は生化学的構成に関する研究及び開発を伴わないものであって、議定書の適用範囲外である。

- (イ) 既に開発されている遺伝子検査手法を用いて特定の形質と遺伝子の関係を調べること
- (ロ) 動植物等の生態を観察して、遺伝的又は生化学的構成な研究又は開発を伴わずに新たな知見を得ること
- (ハ) 既に遺伝子解析がなされている生物につき、遺伝子解析を行うこと
- (ニ) 既知の昆虫の標本を作製すること
- (ホ) 生物に含まれている既知の成分が確実に含まれていることを確認するために分析すること

ニ 検定、比較、遺伝子複製等のための生物の使用又は安全性試験等のための実験動物等の使用

例えば、次に掲げる研究及び開発の手段又は媒体として遺伝資源を用いる行為については、当該資源に関する遺伝的又は生化学的構成に関する研究及び開発そのものではなく、議定書の適用範囲外である。

- (イ) 大腸菌等の微生物を検定菌として利用すること
- (ロ) 大腸菌等の微生物を、遺伝子組換え技術において、目的遺伝子を複製又は導入する若しくは目的のタンパク質を生産する場合の宿主として利用すること
- (ハ) 動植物を、医薬品、食料等の安全性試験等に用いること

(Q&A)

2-12.	<p>Q : 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGR）の適用対象となる遺伝資源については、ABS指針の適用を受けるのか？</p> <p>A : ABS指針においては、ITPGRが適用される遺伝資源の利用については、同指針を適用しないこととしています。具体的には、「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針を適用しない食料及び農業のための植物遺伝資源の利用について（農林水産省・環境省通知）」をご参照ください。</p>
-------	--

(パブコメ回答)

意見番号	意見	意見への考え方
15	狭義のコモディティーだけでなく、遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発を伴わない製品の	「生物資源の遺伝的又は生化学的構成に関する新たな知見の創造を伴わず、生物資源を原材料として用

	<p>製造等を目的として販売又は授与される遺伝資源も適用外となることを明確にするため、以下のとおり記載を改めてほしい。</p> <p>「(6) 一般に遺伝資源の利用の目的以外のために販売又は配付されている遺伝資源であって、遺伝資源の利用を目的とせずに購入又は授与若しくは貸与されたもの」</p>	<p>いて製品を製造する」など、遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発に該当しない行為については、本指針の適用対象外となります。本指針は原文どおりとさせていただきますが、通知においてお示しすることとします。</p>
19	<p>農業および食料のための植物遺伝資源にかかるわる国際条約(ITPGR)が適用されるもの等は対象外とのことだが、これはITPGRにおける多国間制度（MLS）が規定する遺伝資源（35作物 29牧草種）を指すのか、または広義に解釈しITPGRが対象とする農業食料植物遺伝資源全体を指すのか。</p>	<p>ITPGRが適用される行為のうち議定書適用対象外遺伝資源利用となるものの範囲については、通知においてお示しすることとします。</p>

2) 第2章：提供国法令の遵守の促進に関する措置

本ABS指針の柱は、環境大臣への、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識（以下、遺伝資源等）の適法取得に係る報告及び利用関連情報の提供です。これに関連する規定は、本章の「第1：遺伝資源の適法取得に係る報告」、「第2：遺伝資源に関連する伝統的な知識の適法な取得に係る報告」、「第5：遺伝資源利用関連情報の提供の求め方等」にあります。

ここでは、それらも含め「第2章：提供国法令の遵守の促進に関する措置」について説明します。

なお、ABS指針の規定のうち、企業や大学等の研究者など遺伝資源の利用者あるいはその団体等が対応を求められる部分については、具体的にどのように対応すればよいのかが分かりやすいよう、ABS指針の規定を、「誰が」、「いつ」、「（誰に）」、「何を」、「どうする」という観点で整理しました。整理に当たっては、なるべくABS指針原文の表現を用いるようにしましたが、多少異なる部分もありますので、実際の対応は必ずABS指針原文に基づいて行ってください。

① 第2章第1：遺伝資源の適法な取得に係る報告

i) 第2章第1の1：取得者による報告

(ABS指針)

誰が	<ul style="list-style-type: none"> 提供国法令が適用される遺伝資源（議定書適用外遺伝資源等を除く。以下同じ。）を取得して我が国に輸入した者（以下「取得者」という。）は、
いつ	<ul style="list-style-type: none"> 当該遺伝資源に係る国際遵守証明書が国際クリアリングハウスに掲載された

	<p>場合には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該掲載がなされた日から 6か月以内に、
何を	<ul style="list-style-type: none"> ・適法に取得したことを証する情報として当該国際遵守証明書の固有の識別記号を記載した様式第 1 の報告書に ・当該国際遵守証明書の写し（個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は除くことができる。以下同じ。）を添えて
どうする	<ul style="list-style-type: none"> ・環境大臣に報告するものとする。
ただし、次の(1)(2)のいずれかの場合には、この限りではない。	
<p>(1) 取得者が、国際クリアリングハウスに国際遵守証明書が掲載される前に、当該国際遵守証明書の固有の識別記号に代わる提供国法令が適用される遺伝資源を適法に取得したことを証する情報として、次に掲げる事項を記載した様式第 2 の報告書に許可証等の写し（個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は除くことができる。以下同じ。）を添えて環境大臣に報告した場合 (次に掲げる事項)</p> <p>①提供国、②許可証等の発給機関、③許可証等の発給日、④許可証等の有効期限、⑤提供者、⑥遺伝資源、⑦提供者と相互に合意する条件の設定の有無、⑧商業的な利用又は非商業的な利用の別</p> <p>(2) 許可証等の発給日から 1 年を経過しても国際遵守証明書が国際クリアリングハウスに掲載されない場合</p>	

（通知）：第 4 の 1 の(1)

- ・議定書第 5 条、第 15 条等に基づき、遺伝資源を他の締約国において取得するに当たっては提供国法令を遵守してPICの取得及びMATの設定を行うことを促進する必要があることを踏まえ、取得者に対し、取得した遺伝資源に係る提供国の国際遵守証明書が国際クリアリングハウスに掲載された場合の報告制度を設けることとした。これにより、取得時に提供国法令を遵守してPICの取得及びMATの設定を行う必要性の認識を高め、また、当該報告内容を国際クリアリングハウスへ提供及び環境省ウェブサイトへ掲載することで、提供国からの信頼獲得による取得の円滑化、国内利用者からの信頼獲得を通じた遺伝資源需要の増加等の適法な取得を促進するものである。
- ・提供国法令が適用される遺伝資源（議定書適用外遺伝資源等を除く。）を取得して我が国に輸入した者（以下「取得者」という。）とは、遺伝資源を提供国内において提供者から取得し、かつ、当該遺伝資源の取得について提供国法令に基づく許可証等が発給された者であって、当該遺伝資源を我が国に輸入した者をいう。
- ・複数の遺伝資源を取得する取得者は、その報告期限の範囲において報告を一括して行うことができるものとする。この場合において、様式の各項目に記載すべき事項については、それらの全てが明示された別の書面により提出することができる（(2) 及び (3)）

において同じ。)。

- ・ただし、次のいずれかの場合に該当する場合には、報告する必要は無いものとする。

① 許可証等に基づく報告をした場合

国際クリアリングハウスに国際遵守証明書が掲載されるまでには取得時点から時間を要することも考えられることから、その掲載前であっても、取得者は、提供国の許可証又はこれに相当するもの（以下「許可証等」という。）の情報を記載した報告書を環境大臣に報告することができるとしている。許可証に相当するものとは、許可証以外で、議定書第6条3(e)に基づき、PICの取得及びMATの設定を証明するものとして提供国から発給されたものとする。報告に添付する許可証等の写しとは、許可された事実を示す許可証等に類する書類を含むものとする。

② 国際遵守証明書が国際クリアリングハウスに掲載されない場合

提供国が許可証等を発給した日から一年を経過しても当該許可証等に係る国際遵守証明書が国際クリアリングハウスに掲載されない場合は、取得者の負担を軽減する観点から、報告する必要は無いものとする。ただし、任意で①の許可証等に基づく報告を行うこと又は一年経過以降に国際遵守証明書が国際クリアリングハウスに掲載された場合に任意で（1）の取得者による報告を行うことは妨げない。

（Q&A）

2-1. Q : ABS指針において適正な取得に係る報告（様式第1）を行うのは、どのような場合なのか？

A : ABS指針においては、自ら提供国において遺伝資源を取得して許可証等の発給を受け我が国に輸入した者を「取得者」として様式第1の報告を求める対象とし、遺伝資源を自ら取得をしていない輸入者や輸入された後に国内で譲り受けた者については、任意で報告することができることとしています。

【用語の解説】

取得者…提供国法令が適用される遺伝資源を取得して我が国に輸入した者

2-7. Q : 名古屋議定書の締約国でない国から遺伝資源を取得した場合はABS指針に基づく報告は必要か？

A : ABS指針が定義する「提供国」は、議定書の締約国に限られるため、締約国でない国から入手した場合は、ABS指針に基づく報告の対象となりません。

2-13. Q : 遺伝資源を取得した国において、提供国としての法令があり、許可証も発行されているが、その法令が国際クリアリングハウスに掲載されていない場合、報告はできるか？

	A : ABS指針が定義する「提供国法令」は、名古屋議定書第 14 条 2(a)の国際クリアリングハウスに提供されたものを指すため、国際クリアリングハウスに掲載されていない法令に基づく許可証等を受けた場合は、ABS指針に基づく報告の対象とはなりません。
3-3.	<p>Q : 留学生や国外研究者が、自国から日本へ遺伝資源を持ちこむ場合も、ABS指針に基づく報告の対象か？</p> <p>A : ABS指針において、取得者が日本国籍であるか否かで区別を設けていませんので、留学生や国外研究者が取得者として遺伝資源を我が国に持ち込む場合も報告の対象となります。留学生や国外研究者が、自国から我が国に遺伝資源を持ち込もうとする場合には、受入側は、出身国の提供国法令の有無や内容を事前によく確認するよう求める必要があります。</p>
5-5.	<p>Q : IRCCが掲載され 6 か月経過した以降に、当該遺伝資源を日本に持ち込んだ場合も報告は必要か？</p> <p>A : 必要です。なお、その場合、IRCCが掲載された日から 6 か月以内に報告しなかった理由として、その遺伝資源を日本に持ち込んだ日を併せてお知らせください。</p>
2-8.	<p>Q : 名古屋議定書の締約国でないa国から締約国b国へ遺伝資源が移転され、a国由来の遺伝資源をb国において自ら取得し我が国に輸入する場合はABS指針に基づく報告は必要か？</p> <p>A : 名古屋議定書は、当該遺伝資源の原産国である締約国又は生物多様性条約の規定に従って遺伝資源を獲得した締約国が提供する遺伝資源を対象としています。従って、当該遺伝資源が生物多様性条約の規定に従って獲得されたものであって、b国が当該遺伝資源に対してb国の提供国法令を適用し、b国の許可証等の取得を求める場合には、b国における遺伝資源の取得者として報告が求められることとなります。</p>
2-9.	<p>Q : 自ら提供国c国において遺伝資源を取得し、d国を経由して我が国に輸入した場合、ABS指針に基づく報告は必要か？</p> <p>A : c国において自ら遺伝資源を取得し、所有権の移転を行わないまま、d国を経由して我が国に輸入した場合は、同一の者により取得から我が国への持ち込みまでがなされているため、c国における遺伝資源の取得者として報告が求められることとなります。</p>

	(JBAコメント) : 「所有権の移転を行わないまま」を、「『取得者』としてのABS指針上の立場を変更しないまま」と解釈すると分かり易いと思われます。
--	---

3-1.	<p>Q : 様式第1で報告する「国際遵守証明書の固有の識別記号」は、どこで入手することができるのか？</p> <p>A : 国際遵守証明書（IRCC）は、提供国が許可証等を発給した旨の情報を国際クリアリングハウスに提供した際に、生物多様性条約事務局から発行される証明書であり、案件ごとに固有の識別記号（ABSCH Unique Identifier）が付与されます。IRCCは、発行と同時に国際クリアリングハウスに掲載され、提供国及び、提供国から条約事務局への報告の中に取得者の連絡先が含まれる場合は取得者に対してその旨が電子メールで通知されることとなっています。取得者が連絡先を伏せている場合は、条約事務局は取得者に通知を送ることができませんので、ご自身で国際クリアリングハウスに掲載されるIRCCを確認してください。</p>
3-2.	<p>Q : IRCCが国際クリアリングハウスに掲載されるまで、どの程度の期間を要するか？</p> <p>A : 国際クリアリングハウスの運用ルールでは、提供国が許可証等を発給した旨の情報を国際クリアリングハウスに提供すれば、国際クリアリングハウスを運営する生物多様性条約事務局は、即時にIRCCを発行し、これを国際クリアリングハウスに掲載するとともに、情報を提供した提供国及び取得者（取得者情報が国際クリアリングハウスに提供されている場合に限る。）に対して電子メールで通知する仕組みとなっています。このため、提供国から国際クリアリングハウスへの情報の提供が遅れた場合は、情報が提供されるまでの間は掲載されません。この間に報告を済ませたい場合には、IRCCの掲載を待たずに様式第2の報告書に許可書等の写しを添えて環境大臣に報告することができます。</p>
5-2.	<p>Q : ABS指針に基づき報告又は情報提供した内容について、内容若しくは様式の変更又は取下げの必要がある場合はどうしたらよいか？</p> <p>A : 理由を添えて環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室窓口（bio-abs@env.go.jp）までご相談ください。</p>
5-3.	<p>Q : ABS指針に基づく「遺伝資源の取得に係る報告書」の提出前に当該遺伝資源の研究開発を始めてよいのか？</p> <p>A : 問題ありません。</p>

(パブコメ回答)

意見番号	意見	意見への考え方
25	許可書等の発給日から1年以上が経過した後に、国際クリアリングハウスに国際遵守証明書が掲載された場合、それからの自主的な報告は受理されるのか。また、その際の報告は、様式第1で良いのか。	許可証等の発給日から1年を経過しても当該許可証等に係る国際遵守証明書が国際クリアリングハウスに掲載されない場合は、報告を求める対象から除外されますが、その後国際遵守証明書が掲載された後に遺伝資源の取得について自主的な報告を希望する場合は、指針第2章第5の1に基づき、報告することが可能です。 その場合、使用する様式は様式第1及び様式第2のいずれでも差し支えありませんが、許可証等情報に基づく自主的な報告をそれまで行っていないこと、国際遵守証明書の固有の識別記号が出ていることにかんがみると、通常は様式第1を用いることになるのではないかと考えられます。

ii) 第2章第1の2：人の健康に係る緊急事態

(ABS指針)

(1) 1の規定は、国際保健規則で定める緊急事態又は人の健康に対する緊急事態と認められる事態に対処するための遺伝資源の取得については、適用しない。この場合、	
誰が	・その取得者は、
いつ	・緊急事態の収束として認められる条件を満たした日から6か月以内に、
何を	・様式第1の報告書に国際遵守証明書の写しを添えて、
どうする	・環境大臣に報告するものとする。
(2) (1)の規定にかかわらず、緊急事態の発生及び収束の時点を特定することが困難な場合は、	
誰が	・(取得者は)
いつ	・当該事態に対処するための遺伝資源を取得した日から一年以内に、
何を	・様式第1の報告書に国際遵守証明書の写しを添えて
どうする	・環境大臣に報告するものとする。

(通知) : 第4の1の(2)

・議定書第8条(b)に定める特別の考慮事項を踏まえ、次に掲げる人の健康に係る緊急事態における遺伝資源の取得については、特例を設けるものである。
① 国際保健規則が定める緊急事態又は人の健康に対する緊急事態と認められる事態に対

処するために遺伝資源を取得する場合及び緊急事態の収束として認められる条件については、それぞれ次のとおりとする。

イ 國際保健規則が定める緊急事態又は人の健康に対する緊急事態と認められる事態とは、次に掲げる場合をいう。

- (イ) 國際保健規則第 12 条に基づき第 1 条 1 に規定する国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態が発生していると世界保健機関により認定された場合
- (ロ) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われた場合

ロ 緊急事態の収束として認められる条件とは、次に掲げる場合に該当することをいう。

- (イ) 国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態の終結が世界保健機関により決定された場合
- (ロ) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われた場合

② 緊急事態の発生及び収束の時点を特定することが困難な場合とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症のまん延を防止するため緊急の必要があると認める場合（①イに該当する場合を除く。）をいう。

（Q&A）：この項目に関してはありません。

（パブコメ回答）

意見番号	意見	意見への考え方
29	名古屋議定書第 8 条の「特別な考慮」では人の健康のみならず「動物又は植物の健康を脅かす又は損なう事態に対し、相当の注意を払う」とこととされていることから、これらに関わる緊急事態についても当該指針の適用除外対象として特別に考慮されたい。	名古屋議定書第 8 条の「動物又は植物の健康に脅威又は損害を与える現在の又は差し迫った緊急事態」については、現時点では対応が必要な事態は想定されないと考えていますが、本指針において特別の考慮が必要と認められる事態が特定できた場合には、今後の見直し等の機会に追記の要否を検討することとします。
30	「国際保健規則で定める緊急事態…に対処するための遺伝資源の取得については、適用しない」とあるが、国際保健規則で定める緊急事態がどのような場合か必ずしも明確ではないので、Q&A や事例集などの作成をしてほしい。	「国際保健規則で定める緊急事態又は人の健康に対する緊急事態と認める事態」に対処するための遺伝資源の取得については、緊急事態の収束の条件を満たした日から 6 ヶ月以内に報告するものとしていますが、緊急事態及び緊急事態の収束の条件については、通知においてお示しすることとします。

iii) 第2章第1の3：輸入者等による報告

(ABS指針)

誰が	<ul style="list-style-type: none"> ・提供国法令が適用される遺伝資源を他人から譲り受けて国内に輸入した者(取得者を除く。以下「輸入者」という。) <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国において当該遺伝資源を譲り受けた者(取得者及び輸入者を除く。)は、
いつ	—
何を	<ul style="list-style-type: none"> ・当該遺伝資源が適法に取得されたことを証する情報として国際遵守証明書の固有の識別記号を保有している場合にあっては当該記号を記載した様式第1の報告書に国際遵守証明書の写しを添えて、 ・国際クリアリングハウスに国際遵守証明書が掲載される前に固有の識別記号に代わる適法に取得したことを証する情報を保有する場合にあっては様式第2の報告書に許可証等の写しを添えて、
どうする	<ul style="list-style-type: none"> ・これを環境大臣に報告することができるものとする。

(通知) : 第4の1の(3)

- ・遺伝資源の輸入者(取得者を除く。)又は我が国において当該遺伝資源を譲り受けた者(取得者及び輸入者を除く。)については、任意で取得者と同様に環境大臣に報告することができるとしている。当該報告内容を国際クリアリングハウスへ掲載することで国内利用者からの信頼獲得を通じた遺伝資源取引需要の増加等を通じ、適法な取得を促進する。
- ・輸入者とは、提供国法令に基づく許可証等が発給された者又はその譲受人から譲り受けた遺伝資源を我が国国内に輸入した者をいう。
- ・許可証に相当するものの定義及び報告に添付する許可証等の写しの定義については、(1)①と同じとする。

(Q&A)

2-10.	<p>Q : 提供国c国において遺伝資源を取得した者Xがd国にその遺伝資源を持ち込み、d国においてその遺伝資源を譲り受けた者Yが我が国に輸入した場合、ABS指針に基づく報告は必要か？</p> <p>A : Yはc国における直接の取得者ではなく輸入者に該当するため、c国からの取得の報告は任意となります。また、その遺伝資源が生物多様性条約の規定に従い獲得されたものであって、d国が当該遺伝資源に対して自国の法令を適用し、XからYへの譲渡に関してd国の許可証等の取得を求めている場合には、d国における遺伝資源の取得者として報告が求められることとなります。</p>
-------	---

2-11.	<p>Q : 提供国内に在住するXが、日本国内にいる共同研究者Yに遺伝資源を送付するために、提供国法令に基づいて自ら許可証等を取得し、国際郵便等を利用してYに譲り渡した場合、Yは、取得者、輸入者又は譲り受けた者のいずれになるのか？</p> <p>A : 許可証等を取得したのはXであることから、Yは自ら取得した者には該当せず、Yは輸入者又は譲り受けた者に該当します。 輸入者と譲り受けた者のいずれに該当するかについては、当事者同士が、遺伝資源の所有権の移転の時期を、発送から到着の間のどの時期に設定するかによります。所有権の移転を到着時に設定する場合は、Yは譲り受けた者に該当し、発送時に設定する場合、Yは輸入者に該当します。輸入者と譲り受けた者による報告は、ABS指針の規定上、いずれも「輸入者等による任意の報告」に区分され、その提出の上での取扱いに差はありません。</p>
-------	--

(パブコメ回答)

意見番号	意見	意見への考え方
31	<p>適法に取得された遺伝資源を第三国経由で譲り受ける場合にあっては、報告を要しないことを明確にするため、本文に統いて以下のただし書きを追記してほしい。</p> <p>「…（前略）…これを環境大臣に報告することができるものとする。ただし、第三国において当該遺伝資源が適法に取得されたことを証する情報が確認されている場合は、この限りではない。」</p>	<p>本指針においては、締約国である提供国において自ら遺伝資源を取得して我が国に輸入した者が報告を求められる対象であるため、当該提供国でない第三国から遺伝資源を取得した場合は報告の必要はありません。このため、原文どおりとさせていただきますが、施行に当たって周知してまいります。</p>

② 第2章第2：遺伝資源に関する伝統的な知識の適法な取得に係る報告

(ABS指針)

誰が	<ul style="list-style-type: none"> ・第1の1から3までのいずれかの規定に基づく報告をする者のうち、 ・当該報告の対象となる遺伝資源の利用において併せて利用することを目的として、提供国法令が適用される遺伝資源に関する伝統的な知識を取得して我が国に持ち込んだ者は、
いつ	・当該報告（第1の1から3までのいずれかの規定に基づく報告）に当たって、
何を	・様式第1又は様式第2の報告書に
どうする	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝資源に関する伝統的な知識を適法に取得した旨を記載し、併せて報告するものとする。 ・ただし、第1の1(2)の場合には、この限りでない。

(通知) : 第 4 の 2

- ・議定書第 16 条を踏まえ、遺伝資源に関する伝統的知識を他の締約国において取得するに当たっては提供国法令を遵守してPICの取得及びMATの設定を行うことを促進する必要があるところ、遺伝資源に関する伝統的知識は通常はその元となる遺伝資源の取得と併せて利用されることが想定されることから、1 の報告をする者のうち併せて遺伝資源に関する伝統的知識を取得して我が国に持ち込んだ者は、遺伝資源に関する伝統的知識の取得についても併せて報告するものとする。
- ・遺伝資源について取得はせず伝統的知識のみを取得する場合及び提供国法令が適用されない遺伝資源を取得する場合は、報告の対象外である。

(Q&A) : この項目に関してはありません。

(パブコメ回答)

意見番号	意見	意見への考え方
36	遺伝資源に関する伝統的な知識の適法な取得に係る報告で「当該報告の対象となる遺伝資源の利用において併せて利用することを目的として」とあるが、併せて利用するがない場合には、報告する必要はないと解釈して良いか。	ご指摘の通り、「遺伝資源に関する伝統的知識」を「遺伝資源」と併せて利用しない場合には報告対象とはなりません。

③ 第 2 章第 5 の 1 : 遺伝資源利用関連情報の提供の求め

i) 第 2 章第 5 の 1(1) : 第 1 の 1 に基づく報告において自ら遺伝資源を利用する旨を報告した者に対する提供の求め*

(ABS指針)

誰が	・環境大臣は、 ・議定書第 17 条 1(a)に規定する確認のための機関 (JBAコメント : チェックポイント) として、
いつ	・必要があると認めるときは、 ・当該報告 (第 1 の 1 に基づく報告) を受けた日から起算しておおむね 5 年を経過した後に、
誰に	・第 1 の 1 に基づく報告において自ら遺伝資源を利用する旨を報告した者に対し、
何を	・様式第 3 による遺伝資源の利用に関する情報 (以下「遺伝資源利用関連情報」という。) の
どうする	・提供を求めるものとする。

(通知) : 第 5

- ・議定書第 17 条 1 (a) に基づき、遺伝資源の利用のモニタリングをし、遺伝資源の利用について透明性を高めるとともに、重点的かつ効率的に提供国法令の遵守に係る普及啓発を行う必要がある。このため、環境大臣は、指針第 2 章第 1 の 1 の報告において、自ら遺伝資源を利用する旨報告した者について、その報告から概ね 5 年後に、必要に応じて遺伝資源の利用に関連する情報の提供を求めるものとする。

(Q&A)

5-4.	<p>Q : ABS指針では、環境大臣は、必要があると認められるときは、遺伝資源の利用に関連する情報の提供を求めることとされているが、どのような手法でこれを行うのか？</p> <p>A : ABS指針第 2 章第 5 において、環境大臣は、必要があると認めるときは、ABS 指針第 2 章第 1 の 1 に基づく報告において自ら遺伝資源を利用する旨を報告した者に対し、当該報告を受けた日から起算しておおむね 5 年を経過した後に、簡素な報告様式（様式第 3）による遺伝資源の利用に関連する情報の提供を求めることとしています。</p>
------	--

(パブコメ回答)

意見番号	意見	意見への考え方
43	環境大臣が遺伝資源関連情報の提供を求める必要があると認める判断基準についてQ&Aや事例集等の作成が必要。	環境大臣が必要があると認める場合については、遺伝資源の適法な取得に係る報告の件数及び報告から概ね 5 年後の状況に応じて判断する必要があることから、あらかじめ具体的な判断基準を定めることは困難です。

ii) 第 2 章第 5 の 1(3) : 遺伝資源の利用について周知を望む者による報告*

(ABS指針)

誰が	・遺伝資源を利用する者であって提供国法令を遵守して取得された遺伝資源の利用について周知を希望する者は、
いつ	・(1)の遺伝資源利用関連情報の提供を求められたか否かにかかわらず、
何を	・様式第 1 又は様式第 2 及び様式第 3 による報告書により、 ・遺伝資源を適法に取得したことを証する情報及び遺伝資源利用関連情報を
どうする	・環境大臣に、報告することができるものとする。

(通知)、(Q&A)、(パブコメ回答)：この項目に関してはありません。

④ 第2章第3の1(1)及び(2)、第2章第5の1(2)：報告又は情報の提供を行わなかった者への指導及び助言

上記の報告又は情報の提供を行わなかった者には、環境大臣等から以下の指導及び助言が行われます。

【適法取得報告】

<第2章第3の1：報告に係る指導及び助言>

- (1) 第1の1又は2に定める期間内に報告をしなかった者に対する指導及び助言*
- (2) 第2に定める持ち込んだ者であって第1の1又は2に定める期間内に報告をしなかった者に対する指導及び助言*

【利用関連情報】

<第2章第5の1：遺伝資源利用関連情報の提供の求め>

- (2) (1)の求めにもかかわらず情報を提供しなかった者に対する指導及び助言*

(ABS指針)

【適法取得報告に係る指導及び助言】

第2章第3の1(1)

誰が	・環境大臣は、
いつ	—
誰に	・第1の1又は2に定める期間内に報告をしなかった者に対し、
何を	・それぞれ第1の1又は2に定める報告を
どうする	・求めるものとする。
誰が	・また、環境大臣その他の主務大臣は、
いつ	・必要があると認めるときは、
誰に	・取得者に対し、
何を	・当該報告に関し必要な指導及び助言を
どうする	・行うものとする。

第2章第3の1(2)

誰が	・環境大臣は、
いつ	—
誰に	・第2に定める持ち込んだ者であって第1の1又は2に定める期間内に報告をしなかった者に対し、
何を	・第2に定める報告を

どうする	・求めるものとする。
誰が	・また、環境大臣その他の主務大臣は、
いつ	・必要があると認めるときは、
誰に	・当該持ち込んだ者に対し、
何を	・当該報告に関し必要な指導及び助言を
どうする	・行うものとする。

【利用関連情報の提供の求め】

第2章第5の1(2)	
誰が	・環境大臣は、
いつ	—
誰に	・(1)の求めにもかかわらず遺伝資源利用関連情報を提供しなかった者に対し、
何を	・その提供を
どうする	・再度求めるものとする。
誰が	・また、環境大臣その他の主務大臣は、
いつ	・必要があると認めるときは、
誰に	・当該遺伝資源利用関連情報を提供しなかった者に対し、
何を	・当該提供に関し必要な指導及び助言を
どうする	・行うものとする。

(通知)、(Q&A) : この項目に関してはありません。

(パブコメ回答)

意見番号	意見	意見への考え方
20	<p>すでに指針にしたがっていない者に対して「指導」や「助言」を行ったとして効果があるとは思えず、罰金・懲役などの罰則を伴う規範や行政命令など、抑止効果のあるようにすべきであるため、下記の文言は、「命令」と書きかえるべきである。</p> <p>第2章 第3 1 (1) 「必要な指導及び助言」、第2章 第3 1 (2) 「必要な指導及び助言」、第2章 第5 1 (2) 「必要な指導及び助言」</p>	<p>名古屋議定書第15条1では、自国内で利用される遺伝資源が適法取得されていることとなるよう適当で効果的な、かつ、相応と認められる措置をとることとされており、提供国法令違反について提供国に代わって取り締まることまでは求められていないところです。</p> <p>その上で、本指針において求める報告が遵守されない場合は、国際クリアリングハウスで公表されている国際遵守証明書と照合することにより把握の上、環境大臣から再度報告を求ることとし、また、必要があ</p>

		るときは、主務大臣から必要な指導及び助言を行うこととしており、不遵守の状況に対処するための適当な措置であると考えているため、原文どおりとさせていただきます。
--	--	--

⑤ 第2章第1の4及び5、第2章第3の2、第2章第5の2：報告又は提供された情報の国際クリアリングハウスへの提供及び環境省ウェブサイトへの掲載ならびに活用

報告又は提供された情報は、以下のとおり、国際クリアリングハウスへ提供され、環境省ウェブサイトへ掲載されることとなっています。

【適法取得報告】

<第2章第1の4：環境大臣による国際クリアリングハウスへの情報の提供>

(1) 様式第1により報告された情報*

(報告者に係る情報を提供するかは、当該者の希望に応じて決定する)

(2) 様式第2により報告された情報*

(提供は、報告者の希望に応じ、提供する情報も、当該者の希望に応じて決定する)

<第2章第1の5：環境大臣による情報の周知（環境省ウェブサイトへの掲載*）>

(1) 第2章第1の1～3の規定に基づき報告された情報*

(掲載は、報告者の希望に応じ、掲載する情報も、当該者の希望に応じて決定する)

(2) 本指針に定める措置を的確かつ円滑に行うために必要な情報*

<第2章第3の2：国際遵守証明書の固有の識別記号の公表>

・環境大臣は、国際遵守証明書の固有の識別番号を公表し、報告を奨励する。

(取得者に係る情報が含まれない国際遵守証明書の場合)

【利用関連情報】

<第2章第5の2：遺伝資源利用関連情報の活用>

・環境大臣は、1に基づき提供された遺伝資源利用関連情報を、国際クリアリングハウスへ提供するとともに環境省ウェブサイトへ掲載する

(掲載は、報告者の希望に応じ、掲載する情報も、当該者の希望に応じて決定する)

・環境大臣その他の主務大臣は、1に基づき提供された遺伝資源利用関連情報を通じて把握した遺伝資源の利用実態に即し、提供国法令の遵守に係る啓発を行う。

(ABS指針)

【適法取得報告】

第2章第1の4：環境大臣による国際クリアリングハウスへの情報の提供

(1) 環境大臣は、1から3までのいずれかの規定に基づき様式第1により報告された情報を国際クリアリングハウスに提供するものとする。この場合において、報告をした者に係

る情報を提供するかは、当該者の希望に応じて決定するものとする。

- (2) 環境大臣は、1又は3の規定に基づき様式第2により報告した者の希望に応じて、当該報告された情報を国際クリアリングハウスに提供するものとする。この場合において、提供する情報は、当該者の希望に応じて決定するものとする。

第2章第1の5：環境大臣による情報の周知（環境省ウェブサイトへの掲載*）

- (1) 環境大臣は、1から3までのいずれかの規定に基づき報告した者の希望に応じて、当該報告された情報を環境省のウェブサイトに掲載するものとする。この場合において、掲載する情報は、当該者の希望に応じて決定するものとする。
- (2) 環境大臣は、(1)に定める情報のほか、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する措置を的確かつ円滑に行うために必要な情報を環境省のウェブサイトに掲載するものとする。

第2章第3の2：国際遵守証明書の固有の識別記号の公表

環境大臣は、取得者に係る情報が含まれない国際遵守証明書については、当該国際遵守証明書の固有の識別記号を公表し、報告を奨励するものとする。

【利用関連情報】

第2章第5の2：遺伝資源利用関連情報の活用

環境大臣は、1に基づき提供された遺伝資源利用関連情報を、当該提供をした者の希望に応じて、国際クリアリングハウスに提供するとともに、環境省のウェブサイトに掲載するものとする。この場合において、提供又は掲載する情報は、当該者の希望に応じて決定するものとする。また、環境大臣その他の主務大臣は、当該情報を通じて把握した遺伝資源の利用実態に即し、提供国法令の遵守に係る啓発を重点的かつ効率的に行うものとする。

（通知）、（Q&A）：この項目に関してはありません。

（パブコメ回答）

意見番号	意見	意見への考え方
21	原案では、遺伝資源の利用者の意図によって情報を非開示にできるため、当該遺伝資源が、提供国の法令に則って合法的に取得されたものであるのか否かを、第三者者がチェックすることができないため、以下を削除すべき。	本規定は名古屋議定書第17条1(a)(iii)の「(i)に規定する関連情報（利用可能な場合には、国際的に認められた遵守の証明書から得られる情報を含む。）は、秘密の情報の保護を妨げられることなく、適当な場合には、関連する国内当局、情報に基づく事前の同意を

	<p>第2章 第1 4 (1) 「この場合において、報告をした者に係る情報を提供するかは、当該者の希望に応じて決定するものとする。」、第2章 第1 4 (2) 「この場合において、提供する情報は、当該者の希望に応じて決定するものとする。」、第2章 第1 5 (1) 「この場合において、掲載する情報は、当該者の希望に応じて決定するものとする。」、第2章 第5の2 「当該提供をした者の希望に応じて、」および「この場合において、提供又は掲載する情報は、当該者の希望に応じて決定するものとする。」。</p>	与える締約国及び取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターに提供すること。」の規定を踏ましたるものであり、原文どおりとさせていただきます。
22	<p>様式第2により報告された情報の国際クリアリングハウス又は環境省ウェブサイトへの提供については、名古屋議定書第17条1(a)(iii)に基づき秘密の情報の保護が図られるべきである。</p> <p>指針第2章第1の4 (1)、第1の5 (1) 又は第5の2では「提供する情報は、当該者の希望に応じて決定するものとする」とされている一方、様式第1、様式第2又は様式第3では、国際クリアリングハウス又は環境省ウェブサイトへの提供を希望しない情報を具体的に記載するという指針本文の規定とは逆の表現となっていることから、報告者が記載を間違える恐れがある。様式第1、様式第2又は様式第3を指針（案）本文に合わせ、「国際クリアリングハウスへの提供等を希望する情報」とし、秘密情報の保護を確実に図るべきである。</p>	<p>国際クリアリングハウスに対する情報の提供は、名古屋議定書第17条1に基づく提供国法令の遵守を支援するため、適宜、遺伝資源の利用について監視・透明性を高めるための措置であり、秘密の情報の保護を妨げられない限り原則として行うべきものです。このため、様式第1、様式第2又は様式第3では、国際クリアリングハウスへの提供等を希望しない情報がある場合に記載いただき、それ以外の情報は国際クリアリングハウスへの提供等を行うこととしており、原文どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、様式では見出しで「提供等を希望しない情報」と明記し、かつ備考にも注意書きを付しており、報告者において誤解を生ずるおそれはないと考えますが、いずれにしてもその趣旨について周知に努めてまいります。</p>
24	様式1～3で報告又は情報提供した内容を、国際クリアリングハウスへ提供する、又は環境省のウェブサイトへ掲載するまでに、一定の猶予期間などが設けられるのか？	報告又は情報提供をいただいてから国際クリアリングハウス又は環境省のウェブサイトに掲載するまでの処理期間は、特に定めないものの、可能な限り速やかに行う予定です。
32	様式第1により報告された情報の国際クリアリングハウスへの提供については、 名古屋議定書第17条1(a)(iii)に基づき秘密の情報の保護が図られるべきであり、「報告をした者に係る情報」及び「国際遵守証明書の写しの情報」以外の情報についても、秘密の情報の保護が図られるべきである。	様式第1による報告は、既に国際クリアリングハウスに公表されている国際遵守証明書の情報に基づくものであり、報告された情報を国際クリアリングハウスに掲載し、適法取得を周知することについては、議定書第15条1及び第16条1の担保として必要であることから、原文どおりとさせていただきます。
37	「環境大臣は、取得者に係る情報が含まれない国際	取得者に係る情報が含まれない国際遵守証明書に

<p>遵守証明書については、当該国際遵守証明書の固有の識別記号を公表し、報告を奨励するものとする」とあるが、既に国際クリアリングハウスで公表されているデータを公表する必要があるか。</p>	<p>については、これが国際クリアリングハウスに掲載されている場合であっても、我が国国内で環境大臣への報告を促すために既公表のものを含め、環境省ウェブサイトで公表することは有効と考えています。</p>
--	--

⑥ 提供国法令の違反の申立てに係る協力

i) 第2章第4の1：議定書の我が国以外の締約国から提供国法令の違反の申立てがあった場合*

(ABS指針)

誰が	・環境大臣は、
いつ	・議定書の我が国以外の締約国から提供国法令の違反の申立てがあった場合において、 ・必要があると認めるとときは、
誰に	・当該申立てのあった事案に係る取得者、輸入者、遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識を利用する者その他の遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識を取り扱う者に対し、
何を	・その有する遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得、輸入、利用その他の取扱いに関する提供国法令の違反についての情報の
どうする	・議定書により締約国が協力の義務を負うものとして定められた範囲内において、 ・提供を求めるものとする。
誰が	・また、環境大臣その他の主務大臣は、
いつ	・必要があると認めるとときは、
誰に	・当該遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識を取り扱う者に対し、
何を	・その有する遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得に関する情報の提供に関し必要な指導及び助言を
どうする	・行うものとする。

(通知) : この項目に関してはありません。

(Q&A)

5-1.	<p>Q : ABS指針において、名古屋議定書の他の締約国から提供国法令の違反の申立てがあった場合に政府は協力する旨が書かれているが、環境大臣はどのような場合に協力するのか？</p>
	<p>A : ABS指針第2章第4は、名古屋議定書第15条3及び第16条3の、他の締約</p>

国の法令違反に対する申立てに対して可能かつ適当な場合に協力することを求める規定の日本国内での担保措置であり、我が国としては、**ABS指針第1章第2**で定める遺伝資源等及び提供国法令の範囲の限りで対応することを想定しています。また、遺伝資源等の取得時点での提供国法令に関する違反に限って対応することとし、個別の契約（MAT）違反については当事者間の民事上の対応に委ねられます。申立て内容によっては、提供国法令の該当条項等の事実関係を、申立てを行った他の締約国の政府機関に確認した上で、国内の関係者に情報の提供を求めることとします。

（パブコメ回答）

意見番号	意見	意見への考え方
38	<p>企業が不当な提供国法令の違反の申立てにより風評被害等にさらされないよう、申立て内容、提供国法令及びその運用等を精査した上で、申立てが合理的であると認める場合にのみ、情報の提供を求めるようすべき。また、申立てが合理的であると認めるか否か、必要があると認めるか否か、議定書により締約国が協力の義務を負うものとして定められた範囲内か否か、指導及び助言や提供国への情報提供を行う必要があると認めるか否かの判断基準等について、Q&Aや事例集等の作成を通じて明確化すべき。</p>	<p>本指針第2章第4は、名古屋議定書第15条3及び第16条3の他の締約国の法令違反に対する申立てに対して可能かつ適当な場合に協力することを求める規定の担保措置であり、我が国としては、指針第1章第2で定める遺伝資源等及び提供国法令の範囲の限りで対応することを想定しています。環境大臣が必要があると認める場合等については、申し立てられた事案及び提供国法令の内容等の個々の状況に応じて判断する必要があることから、あらかじめ具体的な判断基準を定めることは困難です。</p>
39	<p>指針案の第2章第4の1における「議定書の我が国以外の締約国から提供国法令の違反の申立てがあった場合において」という文言は、「議定書の我が国以外の締約国、また、提供された遺伝資源の所有者である先住民族や地域コミュニティ、NGOなどの第三者機関から、提供国法令の違反の申立があった場合においても・・・（以下略）」という形に変更すべきである。</p>	<p>名古屋議定書第15条3及び第16条3は他の締約国の法令違反に対する申立てに対して可能かつ適当な場合に協力することを求める規定であり、我が国としては、提供国法令に対しての解釈権を有する提供国たる締約国政府から申立てがあった場合に対応することが適当と考えられるため、原文どおりとさせていただきます。</p>
40	<p>議定書の締約国であって、且つ、申立ての対象となっている遺伝資源又は当該遺伝資源に関連する伝統的知識の提供国政府以外からの指摘に対しては、政府として対応すべきではない。</p>	<p>名古屋議定書第15条3及び第16条3は他の締約国の法令違反に対する申立てに対して可能かつ適当な場合に協力することを求める規定であり、我が国としては、提供国法令に対しての解釈権を有する提供国政府から申立てがあった場合に対応することとしており、提供国政府以外からの申立てについて対応すること</p>

		とは想定していません。
41	申立ての時点で国際クリアリングハウスに提供され ていても、申立ての対象となっている遺伝資源又は当 該遺伝資源に関する伝統的知識へのアクセスの時点 で、国際クリアリングハウスに掲載されていなかった 提供国法令への違反の申立てに対しては、政府として 対応すべきではない。	本指針では、「提供国法令」とは「議定書第 15 条 1 又は第 16 条 1 に規定する提供国の国内の遺伝資源 又は遺伝資源に関する伝統的な知識の取得の機会 及び利益の配分に関する法令であって、議定書第 14 条 2 (a) の規定により国際クリアリングハウスに提 供されたもの」としており、このため本指針において 求められる報告とは、遺伝資源等の取得時点で「国際 クリアリングハウスに提供されている提供国法令」を 遵守して取得した旨の報告であり、提供国法令の違反 の申立てへの協力も基本的にその範囲で行うことと なります。
42	<u>環境大臣は、国際クリアリングハウス等から得られ</u> る情報をもとに提供国法令の内容に、政府関係当局と して日頃から精通しておき、申立てを受けた場合に は、当該申立てに関する情報の正しさの証明を当該提 供国に対して求め、その内容を厳密に検証し、必要性 があると認められる場合のみ、当該申立てのあった事 案に係る取得者、輸入者、遺伝資源又は遺伝資源に関 連する伝統的知識を利用する者その他の遺伝資源又は 遺伝資源に関する伝統的知識を取り扱う者に対し、 関連情報の提供を求めるべきである。また、環境大臣 は、当該提供国からの申立てを理不尽なものと判断し た場合には、その国に対して正当な理由を示し、然る べき対応と処理を行うべきである。	ご意見を踏まえ、国際クリアリングハウス等から得 られる提供国法令の情報収集・整理に努めるとともに、 提供国から提供国法令違反の申立てがあった場合 には、当該提供国法令の内容及び申立ての根拠をまず は提供国政府に求め、事実関係の把握に努めた上で、 国内の遺伝資源取扱者へ情報提供を求め又は提供国 に対し名古屋議定書第 15 条 3 の「可能かつ適当な場 合」に該当しない旨回答するなど、適切に対応してま いります。

ii) 第 2 章第 4 の 2 : 申立てをした議定書の我が国以外の締約国への情報の提供*

(ABS指針)

誰が	・環境大臣は、
いつ	・必要があると認めるときは、
誰に	・申立てをした議定書の我が国以外の締約国に
何を	・1により得られた情報を、
どうする	・議定書第 13 条 1 に基づき指定した中央連絡先等を通じ、提供するものとする。

(通知)、(Q&A)、(パブコメ回答)：この項目に関してはございません。

3) 第3章：遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する奨励

本章には、以下が規定されています。

第1	・遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関し、契約を締結するよう努めること
第2	・利益を生物多様性の保全及び持続可能な利用に充てるよう努めること
第3	・締結する契約において当該契約の実施に関する情報の共有のための規定を含めるよう努めること
第4	・契約の条項のひな形の作成等に努めること
第5	・行動規範、指針及び最良の実例又は基準の作成等に努めること

(ABS指針)

第1：公正かつ衡平な利益配分に関する契約締結

1. 我が国に存する遺伝資源を利用のために提供する者	
誰が	・我が国に存する遺伝資源を利用のために提供する者は、
いつ	・当該利用から生ずる利益について配分を求める場合には、
何を	・当該配分が公正かつ衡平なものとなるよう当該提供に係る契約を
どうする	・締結するよう努めるものとする。
2. 我が国に存する遺伝資源を利用する者	
誰が	・我が国に存する遺伝資源を利用する者は、
いつ	・当該利用から生ずる利益について配分を求められる場合には、
何を	・当該配分が公正かつ衡平なものとなるよう当該利用のための取得に係る契約を
どうする	・締結するよう努めるものとする。
3. 提供国法令がその取得に当たって適用された遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識を利用する者	
誰が	・提供国法令がその取得に当たって適用された遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識を利用する者は、
いつ	・当該利用から生ずる利益について配分を求められる場合には、
何を	・当該配分が公正かつ衡平なものとなるよう当該利用のための取得に係る契約を
どうする	・締結するよう努めるものとする。

第2：利益の生物の多様性の保全及び持続可能な利用への充当

誰が	・我が国に存する遺伝資源を利用のために提供する者、我が国に存する遺伝資源を利用する者及び提供国法令がその取得に当たって適用された遺伝資源を利用する者は、

いつ	—
何を	・当該利用から生ずる利益を
どうする	・生物の多様性の保全及び持続可能な利用に充てるよう努めるものとする。

第 3：契約の実施に関する情報共有

誰が	・我が国に存する遺伝資源を利用のために提供する者、我が国に存する遺伝資源を利用する者及び提供国法令がその取得に当たって適用された遺伝資源を利用する者は、
いつ	—
何を	・諸条件の実施に関する報告の義務その他の情報の共有のための規定を
どうする	・締結する契約において設定する相互に合意する条件に、含めるよう努めるものとする。

第 4：契約の条項のひな形の作成等

誰が	・遺伝資源の利用に関連する業界等の団体は、
いつ	—
何を	・その業界等の実態に応じて、遺伝資源の利用のための取得に係る契約に関する分野別の及び分野横断的な契約の条項のひな形の
どうする	・作成及び更新を行うよう努めるとともに、これらが利用されるよう努めるものとする。

第 5：行動規範、指針及び最良の実例又は基準

誰が	・遺伝資源の利用に関連する業界等の団体は、
いつ	—
何を	・その業界等の実態に応じて、遺伝資源の取得の機会及び利益の配分に関する任意の行動規範、指針及び最良の実例又は基準の
どうする	・作成及び更新を行うよう努めるとともに、これらが利用されるよう努めるものとする。

(通知) : 第 6

1. 公正かつ衡平な利益配分

我が国に存する遺伝資源を利用のために提供する者、我が国に存する遺伝資源を利用する者又は提供国法令がその取得に当たって適用された遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識を利用する者（以下「遺伝資源の提供者又は利用者」という。）は、当該利用から生ずる利益について配分を求められる場合には、MATに基づいて、当該

配分が公正かつ衡平なものとなるよう当該契約を締結するよう努めるものとする。

「公正」とは、虚偽によらず公明正大であること、「衡平」とは貢献度に応じた配分を行うことをいい、配分する「利益」とは、議定書附属書※に定めるとおり、金銭的な利益に限られず、研究及び開発の成果の共有等の非金銭的な利益も含まれる。

具体的にどのような契約を締結するかは当事者間の判断に委ねられるが、契約に当たっては、指針第3章第4に基づき遺伝資源の利用に関連する業界等の団体がその業界等の実態に応じて作成する分野別の及び分野横断的な契約の条項のひな形を利用するすることが望ましい。

(JBAコメント) :※印の名古屋議定書附属書にある金銭的及び非金銭的な利益配分は例示的に示されたものであり、

これらに限定される訳でも、これらを網羅しなければならない訳でもありません。

2. 遺伝資源の利用から生ずる利益の生物の多様性の保全及び持続可能な利用への充当

議定書第9条を踏まえ、遺伝資源の提供者又は利用者は、遺伝資源の利用から生ずる利益を生物の多様性の保全及び持続可能な利用に充てるよう努めるものとする。

具体的にどのように充てるかについては、当事者の判断に委ねられるが、例えば、認定特定公益信託であって自然環境の保全を信託目的とした基金への寄附等が考えられる。なお、認定特定公益信託に寄附した者に対しては寄附金控除等の税制上の優遇措置が講じられている。その他、生物多様性の保全に関する事業者等の取組事例について、「生物多様性民間参画ガイドライン」（2009年環境省自然環境局）を参照されたい。

3. 締結する契約における規定を通じた当該契約の実施に関する情報の共有

議定書第17条1（b）を踏まえ、遺伝資源の提供者又は利用者は、締結する契約において設定するMATに、諸条件の実施に関する報告の義務その他の情報の共有のための規定を含めるよう努めるものとする。

4. 契約の条項のひな形の作成等

議定書第19条を踏まえ、遺伝資源の利用に関連する業界等の団体は、各業界の実態を踏まえて、遺伝資源の利用のための取得に係る契約の分野別の及び分野横断的な契約の条項のひな形を作成及び更新するよう努めるものとする。また、当該団体は、その構成員等にこれらのひな形が利用されるよう周知等を行うよう努めるものとする。

5. 行動規範、指針及び最良の実例又は基準

議定書第20条を踏まえ、遺伝資源の利用に関連する業界等の団体は、各業界の実態を踏まえて、遺伝資源の取得の機会及び利益の配分に関する任意の行動規範、指針及

び最良の実例又は基準を作成及び更新するよう努めるものとする。また、当該団体は、その構成員等にこれらの行動規範等が利用されるよう周知等を行うよう努めるものとする。

(Q&A) : この項目に関してはあります。

(パブコメ回答) : 「1. 公正かつ衡平な配分」の中の「我が国に存する遺伝資源」という用語に関する意見及び回答がありましたが、ここでは省略します（意見番号 44）。

4) 第4章：我が国に存する遺伝資源の取得の機会の提供

本章には、我が国が、提供国ABS措置を取らないことが規定されています。

(ABS指針)

議定書第6条1ただし書に基づく別段の決定として、我が国に存する遺伝資源の利用のための取得の機会の提供に当たり、同条1に規定する情報に基づく事前の我が国の同意は必要としないものとする。

(通知) : 第7

議定書第6条第1ただし書に基づく別段の決定として、我が国に存する遺伝資源の利用のための取得の機会の提供に当たり、同条1に規定する我が国のPICは必要としないものとする。なお、我が国の動植物の捕獲、採取等については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）をはじめとする他の法令に基づく許可等が必要な場合がある旨留意されたい。

(Q&A)

4-1.	<p>Q : ABS指針第4章では、名古屋議定書第6条1に規定する情報に基づく事前の我が国の同意は必要としないこととされているが、我が国は遺伝資源を国外へ持ち出す際に手続は必要ないのか？</p> <p>A : 名古屋議定書第6条第1ただし書に基づき、我が国に存する遺伝資源の利用のための取得の機会の提供に当たり、同条1に規定する情報に基づく事前の我が国の同意は必要としないこととされており、その他ABS指針に基づく特段の手続も必要ありません。一方で、我が国の動植物の捕獲、採取等については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）をはじめとする他の法令に基づく許可等が必要な場合があることに留意してください。また、遺伝資源によっては、その取得に当たり所有者との契約が必要な場合がありますので、所有者にご確認ください。</p>
------	---

<参考：我が国の動植物の捕獲、採取、国外への持ち出しに際して留意すべき法令等>

- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七五号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）
- ・自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）
- ・自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）
- ・文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）
- ・植物防疫法（昭和二十五年五月四日法律第百五十一号）
- ・漁業法（昭和二十四年第二百六十七号）
- ・外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年七月十四日法律第六十号）
- ・水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）
- ・排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年六月十四日法律第七十六号）
- ・我が国領海、排他的経済水域又は大陸棚における外国による科学的調査の取扱いについて（国連海洋法条約に基づくガイドライン）
- ・種苗法（昭和二十二年法律第百十五号）
(関連パンフレット)

<http://www.hinsyu.maff.go.jp/pvr/pamphlet/161101motidasi.pdf>

- ・森林法（昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号）
- ・林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）
- ・国有林の管理経営に関する法律（昭和二十六年六月二十三日法律第二百四十六号）

4-2.

Q : 海外の共同研究者に日本国内の遺伝資源を提供する際に、名古屋議定書に基づく日本国政府による事前の同意を証明する書類の提示を求められた場合は、どうに対応すればよいか？

A : 我が国に存する遺伝資源の利用のための取得の機会の提供に当たり、名古屋議定書に基づく事前の我が国の同意は必要ない旨をABS指針第4章に明示していますので、そちらを提示してください。また、提供者及び取得者が、ともにABS指針第4章を確認した旨を、契約に明記しておくことで、十分な確認作業を行った証拠を残すことができます。

(パブコメ回答)

意見番号	意見	意見への考え方
45	我が国は豊富な生物多様性を有するため、我が国に存する遺伝資源を保護し、国外流出を防ぐためには、我が国に存する遺伝資源の利用のための取得の機会の提供に当たり、情報に基づく事前の我が国の同意を必要とすべき。	名古屋議定書は、遺伝資源を利用するなどを前提として、利用から生ずる利益の公正かつ公平な配分を目的とするものであり、情報に基づく事前の同意制度は、資源保護を直接的な目的とした枠組みではありません。また、遺伝資源を含む生物多様性の保全は各種自然保護法令等において既に行われています。
49	国内（領海やEEZ海域を含む）において、絶滅危惧種生息地や脆弱な生態系地域などから遺伝資源を取得するのは、特別な理由がある場合に限定するとともに、そのような地域からの遺伝資源を取得する場合は、どのように環境に配慮するのか、明確にすることが望ましい。これらの事項は、MATと取り交わす際の義務事項として、指針の段階で定めておく方がよいのでは。	なお、本指針の附則において我が国に存する遺伝資源の取得の機会の提供に係る措置の再検討を告示の施行日から5年以内に行うこととしており、頂いたご意見は再検討時の参考にさせていただきます。
47	“Prior informed consent” の訳は、生物多様性条約公定訳文及び名古屋議定書仮訳文では「事前の情報に基づく同意」とされており、条約発効以来定着しているにもかかわらず、これを変更し、生物多様性条約と名古屋議定書でそれぞれ2つの訳語が充てられれば、不要な混乱を生じさせこととなるため、指針第4章の「情報に基づく事前の我が国の同意」は、「事前の情報に基づく我が国の同意」とすべきである。	本指針は、名古屋議定書の的確かつ円滑な実施を確保するための措置であり、用語は名古屋議定書の和訳にあわせる観点から、原文どおりとさせていただきます。
48	本指針では、日本の遺伝資源を利用する場合、PICは必要とせずMATのみで利用できる仕組みになっているように理解した。例えば外国の船舶による日本の領海やEEZ海域での遺伝資源の無断採取など、日本側の受け入れ体制がなくても遺伝資源を採取しうるケースがありうるので、このような無断採取が行われないようなくしくみを構築しておく必要がある。	動植物等の捕獲・採取規制は、各種自然保護法令等に基づき、既に行われています。また、他国が我が国の領海や排他的経済水域（EEZ）において海洋の科学的調査（遺伝資源に関する調査を含む）を行う場合は、国連海洋法条約に基づき関係省庁で作成したガイドラインに従い、我が国の事前の同意を求めるとなっています。本指針の附則において、我が国に存する遺伝資源の取得の機会の提供に係る措置の再検討を告示の施行日から5年以内に行うこととしており、頂いたご意見は再検討時の参考にさせていただきます。
50	日本の遺伝資源取得に関する法令には本指針以外に、種の保存法、鳥獣保護法及び自然公園法等がある	各種自然保護法令等による動植物の捕獲・採取規制については、名古屋議定書第6条1に基づく「情報に

<p>ため、本指針だけではないので、念のために「他の法令の定めによる場合を除いて」との趣旨を記載しておく方が良い。</p>	<p>基づく事前の同意」として定められているものではないため、原文どおりとさせていただきます。ただし、他の法令の定めによる許可等が必要な場合がある旨を通知でお示しすることとします。</p>
---	--

5) 第5章：国内における遺伝資源の取得に関する書類の発給

本章には、独立行政法人等が、遺伝資源が日本国内において取得されたことを示す書類を発給する場合には、主務大臣が、技術的な助言や情報の提供、関係省庁との調整その他必要な措置を講ずるよう努めることが規定されています。

(ABS指針)

主務大臣は、我が国に存する遺伝資源について取得の機会の提供及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分が的確かつ円滑に実施されるよう、独立行政法人その他の機関であって主務大臣が適当と認めるものが、遺伝資源が国内において取得されたことを示す書類を発給する場合にあっては、当該機関に対する技術的な助言又は情報の提供、関係省庁との連絡調整その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通知) : 第8

我が国に存する遺伝資源については、我が国以外の国に対して輸出等する場合において、我が国国内において取得されたことを示す書類が求められる場合があり得る。この場合において、遺伝資源が国内において取得されたことを示す書類の発給は、我が国に存する遺伝資源の取得の機会の提供及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分が的確かつ円滑に実施されることに資するものである。このため、独立行政法人その他の機関であつて主務大臣が適当と認めるものが遺伝資源が国内において取得されたことを示す書類を発給する場合にあっては、主務大臣は、当該機関に対して発給の手続に関する技術的な助言又は他国の制度等の情報の提供、関係省庁との連絡調整その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

指針第5章に規定する主務大臣が適当と認める機関とは、次の①から④までのいずれも満たすものをいう。

- ① 遺伝資源が国内において取得されたことを示す書類の発給事務（以下「発給事務」という。）は、公共性・中立性の高い事務であることに鑑み、独立行政法人その他の機関であること。
- ② 遺伝資源が国内において取得されたことを示す書類を発給する対象の遺伝資源について、専門的な知識を有し、かつ、一定の取扱い実績を有するものであること。
- ③ 発給事務を行う十分な体制を備えているものであること。

④ その他主務大臣が定める基準を満たす者であること。

発給事務を行おうとする機関の求めに応じ、主務大臣は、適當と認める場合はその旨を通知するものとする。

(Q&A)

2-14. Q : ABS指針第5章において、国内における遺伝資源の取得に関する書類の発給の対象となる遺伝資源は、どのようなものか？

A : 本規定は、独立行政法人等の機関が、研究者等が試料に用いた遺伝資源の出所を問われる場合等の対応を支援できるように、主務大臣の指導・助言の下、遺伝資源が国内で取得されたことを示す書類を発給することとしています。対象とする遺伝資源の範囲や発給の方法等は、主務大臣が認定する発給機関が定めることになりますので、発給機関（※）にお問い合わせください。

※ 主務大臣による認定を受けた発給機関(認定次第、順次掲載)

(JBAコメント) : 2017年12月27日現在

●経済産業大臣による認定を受けた機関：

独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10

電話：03-3481-1963

電子メール：abs-chap.5@nite.go.jp

参考リンク：<http://www.nite.go.jp/nbrc/global/abs-chap5/index.html>

(パブコメ回答) : この項目に関してはありません。

6) 第6章：主務大臣

(ABS指針)

第2章第3の1(1)及び(2)、第4の1並びに第5の1(2)及び2並びに前章における主務大臣は、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は環境大臣とする。

(通知) : 第9

1. 指針第2章第3の1(1)及び(2)、第4の1並びに第5の1(2)及び2における主務大臣は、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は環境大臣のうち、

① 遺伝資源の利用をする者が独立行政法人又は大学に属する場合にあっては、当該法人

を所管する大臣、

② ①以外の場合にあっては、遺伝資源の利用をする者が行う事業を所管する大臣とする。

2. 指針第5章における主務大臣は、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は環境大臣のうち、

① 国内における遺伝資源の取得に関する書類の発給をする機関が独立行政法人又は大学に属する場合にあっては、当該法人を所管する大臣、

② ①以外の場合にあっては、国内における遺伝資源の取得に関する書類の発給を受けようとする者が行う事業を所管する大臣

とする。

(Q&A)、(パブコメ回答)：この項目に関してはありません。

7) 附則

(ABS指針)

(施行期日)

1 この告示は、議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(見直し)

2 この告示は、遺伝資源の取得の機会及び利益の配分に関する社会的情勢の変化等を勘案し、必要に応じ見直しを行うものとする。

(我が国に存する遺伝資源の取得の機会の提供に係る措置の再検討)

3 議定書第6条1に基づく我が国に存する遺伝資源の利用のための取得の機会の提供に係る法令の整備の要否については、遺伝資源の取得の機会及び利益配分に関する社会的情勢の変化等を勘案し、この告示の施行の日から起算して5年以内に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(通知)：第10及び第11

(施行期日について)

指針は、議定書が我が国について効力を生ずる日（我が国が国連事務総長に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託後90日目の日）から施行することとする。

(JBAコメント)：我が国は、2017年5月22日に受諾書を寄託したことから、その日から90日目の2017年8月20日に施行された。

(見直しについて)

指針は、ABSに関する社会的情勢の変化等を勘案し、必要に応じ見直しをすることとす

る。また、議定書第6条1に基づく我が国に存する遺伝資源の利用のための取得の機会の提供に係る法令の整備の要否については、ABSに関する社会的情勢の変化等を勘案し、指針の施行期日から起算して5年以内に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(Q&A) : この項目に関してはございません。

(パブコメ回答) : 指針の見直し（意見番号51）や提供国ABS措置の再検討（意見番号52）に関する要望とそれに対する回答がありましたが、ここでは省略します。

8) 様式

適法取得の報告及び利用関連情報の提供で用いる書式には、様式第1～3があり、それぞれ次の場に用いることになっています。具体的に、どの場合に、どの様式を用いるかについては、本手引「3.ABS指針への対応及び留意すべき点」の(1)の1)の「②用いる報告様式」をご覧ください。

様式第1	・ 第2章第1及び第2又は第5の1(3)関係
様式第2	・ 第2章第1の1(1)若しくは3及び第2又は第5の1(3)関係
様式第3	・ 第2章第5の1(1)又は(3)関係

(ABS指針)

本手引付属書「様式記入解説書」をご覧ください。

(通知) : この項目に関してはございません。

(Q&A)

3-4.	Q : 様式第1～第3に、「国際クリアリングハウスへの提供等を希望しない情報」という項目があるが、「提供等を希望しない情報」として記載し得るのは具体的にどの情報のことか？ A : 様式第1～第3で異なり、それぞれ以下の通りです。
------	---

【様式第1】

- 国際クリアリングハウスへの提供を希望しない情報
 - ・報告者に係る情報
- 環境省ウェブサイトへの掲載を希望しない情報
望しない情報
 - ・報告者に係る情報
 - ・国際遵守証明書の固有の識別記号

- ・当該遺伝資源の利用に併せて利用することを目的として当該遺伝資源に関連する伝統的な知識を取得して我が国に持ち込んだ場合に関する情報
- ・遺伝資源の利用（研究及び開発）に係る事項
- ・報告の区分

【様式第2】

- 国際クリアリングハウスへの提供を希望しない情報
 - ・報告者に係る情報
 - ・国際遵守証明書の固有の識別記号に代わり、適法に取得したことを証する情報（①～⑧の事項のうち一部を希望しない場合はその事項を記載）
 - ・当該遺伝資源に併せて利用することを目的として当該遺伝資源に関連する伝統的な知識を取得して我が国に持ち込んだ場合に関する情報
 - ・遺伝資源の利用（研究及び開発）に係る情報
 - ・許可証等を与えられた者に係る情報（※添付された許可証等から転載する）
 - ・遺伝資源の取得日（※添付された許可証等から転載する）
- 環境省ウェブサイトへの掲載を希望しない情報
 - ・報告者に係る情報
 - ・国際遵守証明書の固有の識別記号に代わり、適法に取得したことを証する情報（①～⑧の事項のうち一部を希望しない場合はその事項を記載）
 - ・当該遺伝資源に併せて利用することを目的として当該遺伝資源に関連する伝統的な知識を取得して我が国に持ち込んだ場合に関する情報
 - ・遺伝資源の利用（研究及び開発）に係る情報
 - ・許可証等を与えられた者に係る情報（※添付された許可証等から転載する）
 - ・遺伝資源の取得日（※添付された許可証等から転載する）
 - ・報告の区分

【様式第3】

- 国際クリアリングハウスへの提供を希望しない情報
 - ・報告者に係る情報
 - ・報告に係る遺伝資源
 - ・遺伝資源の利用の状況
 - ・遺伝資源の利用の分野
- 環境省ウェブサイトへの掲載を希望しない情報
 - ・報告者に係る情報
 - ・報告に係る遺伝資源
 - ・遺伝資源の利用の状況

- ・遺伝資源の利用の分野
- ・報告の区分

5-6.

Q : 複数の遺伝資源を取得した際に、まとめて報告してよいか？

A : 複数の遺伝資源を取得する取得者は、その報告期限（IRCCの掲載日から6か月以内）の範囲内であれば、一括して報告することができます。遺伝資源利用関連情報の報告についても、情報提供期限（情報提供を求める際に個別に設定）の範囲内であれば、一括して報告することができます。その場合の報告の記載方法は、様式記載例をご参照ください。

(JBAコメント) : 様式記載例 環境省「ABS指針に基づく報告の手引」(2017年12月27日現在:準備中)

<http://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/consideration.html>

5-7.

Q : 報告はオンラインで行うことができるか？

A : 可能です。ABS指針の施行に合わせて、電子政府の総合窓口（e-Gov）に手続のページを開設する予定です。なお、電子申請を行うためには、事前準備として、報告者が電子証明書を取得する必要があります。

【法人の場合】

商業登記に基づく電子認証制度における電子証明書を取得してください。民間企業が運営する認証局の利用も可能です。なお、他の行政手続で電子申請を利用している法人は取得済みですので、ご所属の法人の取得状況をご確認ください。

【個人の場合】

住民票のある市区町村役場で、個人番号カードに電子証明書を記録してもらうことが可能（手数料は無料）。パソコンにICカードリーダー（家電量販店で購入可能）を接続し、電子証明を記録した個人番号カードを読み込ませることにより、ご自身のパソコンから電子申請を行うことができます。

【参考URL】

オンライン申請ガイドbook:

<http://www.e-gov.go.jp/news/egov/2015/news20150901.html>

認証局のご案内:

<https://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup04/index.html>

個人番号カードへの記録 :

http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kojinninshou-01.html

(パブコメ回答)

意見番号	意見	意見への考え方
53	<p>様式第1、様式第2及び様式第3の記入の仕方は、その場その場の状況によって異なるので、報告者及び情報の提供者に、自分が、どの様式を使い、どの項目に回答し、あるいは、回答しなくともよいのかを分かりやすく解説する必要があり、例えば解説書を作成すべきである。</p>	<p>ご指摘及び提供いただいた様式記入解説書案も参考にし、様式の適切な記入方法を環境省ウェブサイトに掲載すること等を通じて周知してまいります。</p>

9) その他

(Q&A)

6-1.	<p>Q: 提供国法令やABS指針の適用範囲に関する個別の相談はどこが受け付けているか?</p> <p>A: 環境省では、国内の遺伝資源利用者の適法取得を支援するため、諸外国の法令の和訳をウェブサイト (http://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/index.html) で公開していますので、ご活用ください。</p> <p>ABS指針に関するご相談は、環境省自然環境局生物多様性主流化室において受け付けています。また、環境省以外のABS指針の主務省（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省）においても、遺伝資源を利用する者が行う事業の所管ごと、又は独立行政法人・大学の組織の所管ごとに、ご相談を受け付けています。</p> <p>なお、上記以外にも、提供国法令を遵守して遺伝資源を取得するための個別相談を受け付けている組織があります。学術研究については国立遺伝学研究所 ABS学術対策チーム、産業利用についてはバイオインダストリー協会及び製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター国際事業推進課が、セクターごとの経験と知見に基づいて個別具体的な相談を受け付けています。</p> <p>詳しくは前述の環境省ウェブサイトの、リンク一覧をご参照ください。</p> <p><ABS指針の運営に関する関係省庁の担当分野と担当部署></p> <p>○環境省： ABS指針の運用全般に関すること 自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 電話：03-5521-8150 FAX：03-3595-3228 電子メール：bio-abs@env.go.jp</p>
------	---

○財務省： 酒類、たばこに関すること

国税庁課税部鑑定企画官

〒100-8978 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電話：03-3581-4161 FAX：03-3593-0406

電子メール：sake.tech@nta.go.jp

理財局総務課たばこ塩事業室

〒100-8940 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電話：03-3581-4111 FAX：03-5251-2210

○文部科学省： 学術研究に関すること

研究振興局ライフサイエンス課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

電話：03-6734-4378 FAX：03-6734-4109

電子メール：life@mext.go.jp

○厚生労働省： 医薬品等に関すること

医政局経済課企画係

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話：03-3595-2421 FAX：03-3507-9041

電子メール：bio-abs@mhlw.go.jp

○農林水産省： 農林水産業（育種等）及び食品産業に関すること

大臣官房政策課環境政策室

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

電話：03-6744-2017 FAX：03-3591-6640

電子メール：info_abs@maff.go.jp

○経済産業省： 鉱工業（生物化学産業）に関すること

商務情報政策局商務・サービスグループ生物化学産業課 生物多様性・生物兵器対策室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

電話：03-3501-8625 FAX：03-3501-0197

電子メール：bio-abs@meti.go.jp

3. ABS指針への対応及び留意すべき点

以下、ABS指針への対応及びその際に留意すべき点を説明します。

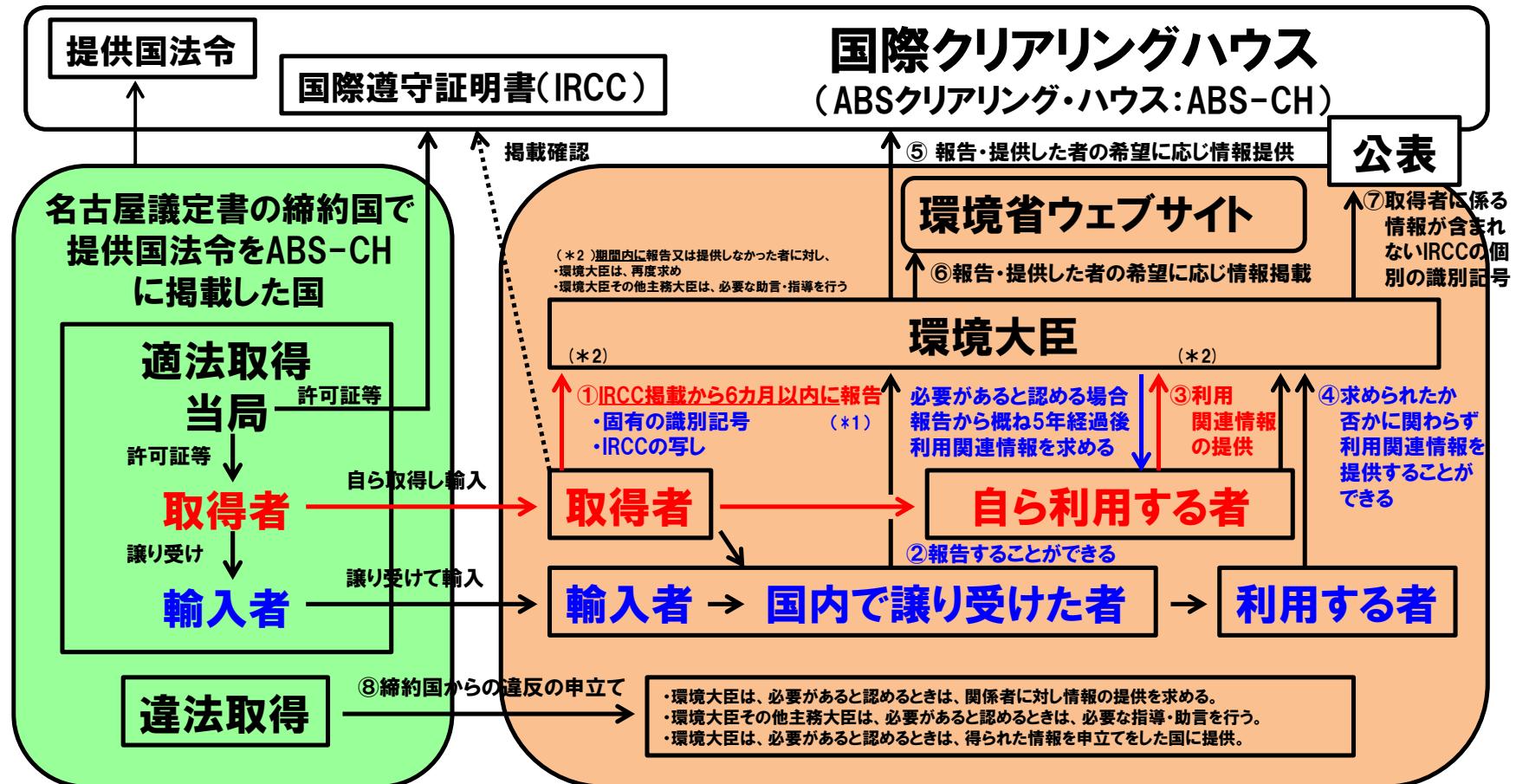
なお、本手引「1. ABS指針策定の背景」でも述べたように、海外の遺伝資源を取得する際には、遺伝資源提供国のABSに関する国内法令に従い、PICを取得し、MATを設定することがCBDの下でのABSの手続きの大原則です。日本のABS指針を遵守しただけでは、ABSの手続きをとったことにはなりませんのでご注意ください。

また、前述したABS指針「第1章総則、第3適用範囲」の「1 議定書適用外遺伝資源等」及び「2 議定書適用外遺伝資源利用」は、日本の国内措置であるABS指針の対象ではないことを示すものです。したがって、仮に遺伝資源等を取得する国の提供国ABS措置がこれらを対象としている場合、取得する際には、その提供国ABS措置を遵守しなければなりません。日本の国内措置の対象ではないから、提供国のABS措置も遵守しなくてもよいということではないので、この点、勘違いしないようにしなければなりません。

(1) ABS指針への対応

1) 環境大臣への適法取得の報告及び利用関連情報の提供への対応

ABS指針に示された国内措置の柱は、環境大臣への、遺伝資源等の適法取得の報告及び利用関連情報の提供（以下、「報告等」）です。これらの国内措置の概要を模式的に示したのが図3です。



<報告の対象となる国>

- ・名古屋議定書非締約国
- ・提供国法令をABS-CHに未掲載の国

(*)1 次のいずれかの場合は、この限りでない

- (1) ABS-CHにIRCCが掲載される前に、報告した場合
- (2) 許可証等の発給日から1年を経過してもIRCCが掲載されない場合

また、人の健康に係る緊急事態の場合の報告期限は、

- ・収束の条件を満たした日から6ヶ月以内
- ・発生及び収束の時点を特定することが困難な場合は、取得した日から1年以内

なお、遺伝資源に関する伝統的知識については、遺伝資源と合わせて報告。

図3. 国内措置の概要（イメージ）

この中でも、報告等が求められているのは、図3に赤字で示した以下の2点です。

- | |
|---|
| ① 第2章第1の1：遺伝資源等を自ら取得して日本へ輸入した者（「取得者」）の適法取得に係る報告 |
| ② 第2章第5の1(1)：取得者自らが遺伝資源を利用する場合の利用関連情報の提供 |

その他の図3の②の輸入者又は国内で譲り受けた者による適法取得に係る報告（第2章第1の3）や④利用について周知を望む者による報告（第2章第5の1(3)）は、「できるものとする」とされており、必ずしも行わなければならないものではありません。

また、図3の①の報告についても、国際遵守証明書（IRCC）が国際クリアリングハウスに掲載される前に報告した場合（第2章第1の1(1)）及び許可証等の発給日から1年経過してもIRCCが国際クリアリングハウスへ掲載されない場合（第2章第1の1(2)）の例外規定があります。

さらに、人の健康に係る緊急事態に関しては、報告期限が特別に設定されています（第2章第1の2(1)(2)）（図3の(*1)）。

① 環境大臣への適法取得の報告及び利用関連情報の提供への対応の要否

環境大臣への適法取得の報告及び利用関連情報の提供へ対応する必要があるのかどうかは、図1（本手引p.12～13）のフローチャートに従って判断してください。

② 用いる報告様式

これらの報告等は、それぞれ決められた様式に従って行うことになっています。どの場合に、どの様式に従うのかを、表4にまとめました。

表4. 適法取得に係る報告又は利用関連情報の提供に用いる様式

図3の	ABS指針項目	適法取得に係る報告又は利用関連情報の提供	様式	添付書類等
①	第2章第1の1	取得者による報告	第1	IRCCの写し
	第2章第1の1(1)	取得者による報告（IRCCの国際CH*掲載前）	第2	許可証等の写し
	第2章第1の2(1)又は(2)	取得者による報告（人の健康に係る緊急事態）	第1	IRCCの写し
②	第2章第1の3	輸入者又は国内で譲り受けた者による報告	第1	IRCCの写し
		・ IRCCの固有の識別記号を保有している場合 ・ IRCCの国際CH掲載前	第2	許可証等の写し
③	第2章第5の1(1)	取得者自らが利用する場合の利用関連情報の提供	第3	—
④	第2章第5の1(3)	利用について周知を望む者による報告 ・ 適法取得に係る報告	第1 又は	IRCCの写し

		及び ・利用関連情報の提供	第 2 及び 第 3	許可証等の写し —
--	--	------------------	------------------	--------------

*国際CH：国際クリアリングハウス

なお、遺伝資源に関する伝統的知識については、当該伝統的知識が関連する遺伝資源の適法取得に係る報告（図3の①）に合わせ、様式第1又は第2の報告書で行うことになっています（第2章第2）。

また、様式第1～3を用いて適法取得の報告及び利用関連情報の提供を行う際に注意すべき点を、付属書「様式記入解説書」にまとめましたので、参考としてください。

2) その他の規定への対応

① 報告等された情報の国際クリアリングハウスへの提供及び環境省ウェブサイトへの掲載

図3の⑤、⑥に示したように、環境大臣に報告又は提供された情報は、報告した者又は提供した者（以下、「報告者等」）の希望に応じ、国際クリアリングハウスに提供され、環境省ウェブサイトにも掲載されます（第2章第1の4(1)(2)、第2章第1の5(1)、第2章第5の2）。この場合、提供・掲載される情報は、報告者等の希望に応じて決定されることになっています。どのような情報がこれに該当するのかは、Q&A3-4（本手引p.59）に詳しく説明されていますので、参考にしてください。

なお、図3の⑦に示したように、上記の⑤、⑥とは別に、取得者に係る情報が含まれないIRCCについては、報告を奨励するため環境大臣がその固有の識別記号を公表するとされています（第2章第3の2）。この場合、ABS指針にはどこに公表するのか規定されていませんでしたが、パブコメ回答意見番号37（本手引p.46）において「環境省ウェブサイト」に公表することが示されました。

② 締約国からの提供国法令違反の申立てへの対応

また、図3の⑧のように、第2章第4の1及び2には、締約国から提供国法令の違反の申立てがあった場合の対応が規定されています。

具体的には、そのような申立てがあった場合、環境大臣が必要と認めるときには、同大臣から、申立てがあった事案に係る取得者、輸入者、利用する者その他取り扱う者に対し、当該遺伝資源等の取得、輸入、利用その他の取り扱いに関する情報の提供が求められますので、それに従ってください。

なお、提供国法令の違反の申立てに対し、ABS指針に示された措置の中で、どの範囲で、どのように対応するのか等についての政府の考え方は、通知、Q&A、パブコメ回答の中に示されていますので、それを参考にしてください（本手引の「2. ABS指針の概要」の(4)の2）の「⑥提供国法令の違反の申立てに係る協力」の項）。

③ 契約の条項のひな形、行動規範、指針及び最良の実例、基準の作成等への対応

さらに、図3には示していませんが、遺伝資源の利用に関連する業界等の団体が、その業界等の実態に応じて、ABSに関する契約の条項のひな形、行動規範、指針及び最良の実例、基準の作成及び更新に努め、それらが利用されるよう努めるよう規定されています（第3章第4及び第5）。

これに関しては、通知、Q&A、パブコメ回答にも、ABS指針以上に具体的な説明は見当たらず、業界等の団体が、それぞれの判断のもとで対応することになると思われます。

JBAでは、既に作成済の「遺伝資源へのアクセス手引（第2版）」や本手引が、ABSに関する分野横断的に役立つ指針（ガイドライン）であると考えています。また、契約の条項のひな形についても、種々の情報を収集しています。このように、JBAでは、これまでの経験や収集した情報に基づき、これらの規定に対する業界等の団体の対応をサポートすることができますので、ご相談ください。

(2) ABS指針に示された措置に具体的に対応するにあたっての留意点

ABS指針に示された措置に具体的に対応するにあたり、特に、秘密情報の保護に関し、いくつか留意すべき点がありますので、それらを挙げておきたいと思います。

1) 適法取得に係る報告及び利用関連情報の提供に際しての、秘密情報の保護に関する留意点

既に述べたように、報告等を受けた情報を、環境大臣が国際クリアリングハウスへ提供したり、環境省ウェブサイトへ掲載したりするかは、報告者等の希望に応じることとなつておらず、提供や掲載される情報も、報告者等の希望に応じて決定することとなっています（第2章第1の4(1)(2)、第2章第1の5(1)、第2章第5の2）。

この報告者等の希望は、様式第1～3の中で示すことになりますが、その示し方に注意が必要です。

様式第1～3を見ると、それぞれ「国際クリアリングハウスへの提供等を希望しない情報」という項目があり、そこに提供等を希望しない情報を具体的に記載することになっています（この項の下線、JBA）。すなわち、秘密情報の保護を図る目的で、ある情報Xの提供等を希望しない場合、様式第1～3に、当該情報Xを具体的に記載しなければなりません。

注意しなければいけないのは、これに関し、ABS指針本文には「希望に応じて」とあることです。ABS指針本文を見て、「（情報Xの提供等を希望しないので）様式第1～第3には

記載しない」と勘違いしてしまうと、当該情報Xが提供等されてしまうので注意が必要です（様式第1については、さらに後述）。

2) 様式第1に関する留意点

さらに、様式第1では、「3. 国際クリアリングハウスへの提供等を希望しない情報」の「(1) 国際クリアリングハウス」は、自由記述ではなく、「報告者に係る情報」をクリックする方式になっています。

すなわち、様式第1では、国際クリアリングハウスへの提供を希望しない情報として「報告者に係る情報」しか選べないことになっています。しかし、様式第1で報告する情報には、この他に「1. 遺伝資源の適法な取得に係る情報」、「2. 遺伝資源の利用（研究及び開発）に係る事項」、「4. 報告の区分」があり、これらは自動的に国際クリアリングハウスへ提供されてしまうことになります。

これに関し、環境省は、パブコメ回答（意見番号32、本手引p.46）において「様式第1による報告は、既に国際クリアリングハウスに公表されている国際遵守証明書の情報に基づくものであり」、既に公表されている情報なので問題ないという立場をとっています。

しかし、それは「1. 遺伝資源の適法な取得に係る情報」についてであり、「2. 遺伝資源の利用（研究及び開発）に係る事項」、「4. 報告の区分」については当てはまりません。現在のABS指針の規定では、「2. 遺伝資源の利用（研究及び開発）に係る事項」、「4. 報告の区分」については、自動的に国際クリアリングハウスへ提供されてしまうということを念頭に置いておいてください。

なお、名古屋議定書第17条1(a)(iii)では、各締約国がABSクリアリングハウス（ABS指針では、国際クリアリングハウス）に情報を提供する際には、「秘密情報の保護が損なわれることなく」ということが規定されています。このため、「1. 遺伝資源の適法な取得に係る情報」に関し秘密情報の保護を図るために、提供国からPICを取得する際に、どの情報を「秘密情報」として取り扱うのか、提供国当局に対し明確にしておく必要があります。

3) 秘密情報の保護の観点から、様式第1～3の記入にあたって留意すべき点

遺伝資源等の適法取得や利用関連情報の透明性を高め、遺伝資源へのアクセスと利益配分を促進することは、生物多様性条約の目的である「生物多様性の保全」及び「その構成要素の持続可能な利用」に貢献するために重要です。しかし、企業にとって、研究開発活動は将来の社運を左右するものであり、関連情報の取扱いには最大限の注意が払われています。このため、企業や大学等の遺伝資源の利用者が安心してABSに対応できるよう、ABS指針に規定された措置においても秘密情報の保護が確実に図られなければなりません。

従って、様式第1～3を用いて適法取得の報告及び利用関連情報の提供を行う際には、細心の注意を払って対応する必要があります。この観点から、様式第1～3に記入する際の留意点を付属書「様式記入解説書」にまとめましたので、参考にしてください。

おわりに

ABS指針に示された我が国の国内遵守措置は、企業や大学等の遺伝資源利用者の過剰な負担を予期させるものではなく、概ね適切な措置であると思われます。

しかしながら、新しい措置が設けられるということは、多少なりとも新たな負担が生じるということです。また、上述のように「秘密情報の保護」の観点から、措置への対応には細心の注意が必要です。

JBAは、これまでABSについて種々の支援活動を行ってきましたが、今後も引き続き、企業や大学等の遺伝資源の利用者がABS指針に基づく国内措置に適切に対応できるよう支援していきたいと考えています。

付属書

様式記入解説書

① 様式第1

項目	解説及び注意事項
この様式を使用する者	<p>この様式は、国際クリアリングハウス¹（ABSクリアリングハウス）に国際遵守証明書²が掲載されている事案に関し、以下の場合に取得者³、輸入者⁴又は我が国において遺伝資源等を譲り受けた者が使用する。</p> <p>名古屋議定書の締約国であって、国際クリアリングハウスに提供国法令を掲載している国から遺伝資源又は当該遺伝資源の利用において併せて利用することを目的として当該遺伝資源に関連する伝統的知識（以下、遺伝資源及び当該遺伝資源の利用において併せて利用することを目的とした当該遺伝資源に関連する伝統的知識を併せて、遺伝資源等という）を取得した場合であって、国際クリアリングハウスに提供国が許可書を登録し、国際的な遵守証明書として掲載された場合、</p> <p>【報告が求められる場合】</p> <p>a) ABS指針第2章第1の1に基づく報告：（取得者による報告） 遺伝資源等の取得者が、国際クリアリングハウスに国際遵守証明書が掲載された日から6ヶ月以内に、環境大臣に報告する場合。</p> <p>b) ABS指針第2章第1の2（1）に基づく報告：（人の健康に係る緊急事態の収束後の報告） 人の健康に係る緊急事態であって、収束として認められる条件を満たした日から6ヶ月以内に、環境大臣に報告する場合（国際遵守証明書の掲載日は問わない）。</p> <p>c) ABS指針第2章第1の2（2）に基づく報告：（人の健康に係る緊急事態の発生及び収束の時点を特定することが困難な場合の報告） 人の健康に係る緊急事態であって、緊急事態の発生及び収束の時点を特定することが困難な場合に、遺伝資源等の取得日から1年以内に、環境大臣に報告する場合</p> <p>【任意の報告の場合】</p>

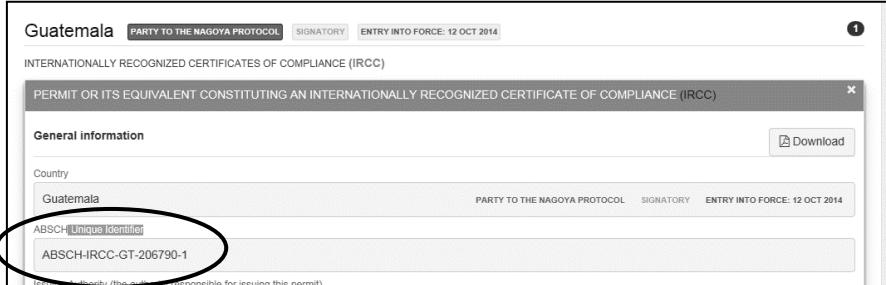
¹ 名古屋議定書第14条でいうABSクリアリングハウス（ABS Clearing - house）のこと。ABS指針では、「国際クリアリングハウス」と記載していることから、本解説書においては、以下、原則「国際クリアリングハウス」の用語を使用する。

² 「国際クリアリングハウス」（ABSクリアリングハウス）に掲載されている”Internationally Recognized Certificate of Compliance (IRCC)”のこと。提供国によって登録された提供国許可書がIRCCとなる。

³ 提供国法令が適用される遺伝資源又は当該遺伝資源の利用において併せて利用することを目的として当該遺伝資源に関連する伝統的知識を取得して我が国に輸入した者

⁴ 提供国法令が適用される遺伝資源又は当該遺伝資源の利用において併せて利用することを目的として当該遺伝資源に関連する伝統的知識を他人から譲り受けて我が国に輸入した者（取得者を除く）

	<p>d) ABS指針第2章第1の3に基づく報告：（輸入者等による報告）</p> <p>輸入者又は我が国において遺伝資源等を譲り受けた者であって、国際クリアリングハウスに国際遵守証明書が掲載されている場合に、環境大臣への報告を希望する場合。</p> <p>この場合、国際クリアリングハウスに国際遵守証明書が掲載されてから6ヶ月を超えているかどうかは問わない。</p> <p>e) ABS指針第2章第5の1（3）に基づく報告：（遺伝資源を利用する者による任意の報告）</p> <p>環境大臣から求められたか否かにかかわらず、遺伝資源の利用に関する情報の周知を希望する者が、様式第3と併せて報告する場合。</p> <p>なお、上記a)～e)には、該当する場合には、ABS指針第2章第2に基づく遺伝資源に関する伝統的な知識の適法な取得に係る報告を行う場合も含まれる。</p>
全般	
・用紙	<p>*備考9に従うこと。</p> <p>【備考9】用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。</p>
日付	
	・和暦で記入する。
報告者	<p>*備考1に従うこと。</p> <p>【備考1】報告書が法人の場合にあっては、「報告者の氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「報告者の住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。</p>
・住所	*備考1に従うこと。
・氏名　印	<p>*備考2に従うこと。</p> <p>【備考2】報告者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名については、英語による表記を併記すること。</p> <p>*備考3に従うこと。</p> <p>【備考3】氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することもできる。</p> <p>・押印は、個人の場合は、認印でも可。法人の場合は、公印が望ましい。</p>
・電話番号	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合は、携帯電話の番号でも可。 ・法人の場合は、「住所」欄に記載した所在地にある主たる事務所の電話番号を記載すること（代表電話でも可）。
1. 遺伝資源の適法な取得に係る事項	
(1) 国際遵守証明書の固有	・国際クリアリングハウス（ABSクリアリングハウス）

の識別記号	<p>の”Internationally Recognized Certificate of Compliance(IRCC)⁵に掲載されている”ABSCH Unique Identifier”の記号・番号をそのまま記載する。</p> 
(2) 当該遺伝資源の利用に併せて利用することを目的として当該遺伝資源に関する伝統的な知識を取得して我が国に持ち込んだ場合	<p>*備考4に従うこと。</p> <p>【備考4】1. (2) の「当該遺伝資源を対象とし、同一の利用を目的として伝統的な知識を取得している場合」については、該当するものにチェックすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ABS指針の対象となる遺伝資源に関する伝統的な知識であって、適用される提供国法令において、先住民の社会又は地域社会の情報に基づく事前の同意又は当該社会の承認及び関与を得ること、及び/又は、先住民の社会又は地域社会と相互に合意する条件を設定すること、が規定されている場合、どちらか又は両方にチェックする。 ・ 遺伝資源のみを利用する場合、(2)について報告（チェック）する必要はない。 ・ その他 (2) にチェックする必要がないケースとしては例えば次の場合が考えられる。 <ol style="list-style-type: none"> ① ABS指針第1章総則の「第2 定義」に、「遺伝資源に関する伝統的な知識」とは、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する伝統的な生活様式を有する先住民の社会及び地域社会において伝統、風習、文化等に根ざして昔から用いられている特有の知識のうち、遺伝資源の利用に関連しているものをいう」とあり、「遺伝資源の利用」とは、「遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発を行うことをいう」とあることから、遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発に關係しない伝統的な知識は、ABS指針の対象ではなく、(2)について報告（チェック）する必要はない。 ② ABS指針の対象となる遺伝資源に関する伝統的な知識は、「提供国法令が適用される遺伝資源に関する伝統的な知識」(ABS

⁵ Certificate of Compliance <https://absch.cbd.int/search/nationalRecords?schema=absPermit>

	<p>指針第2章第2を参照)であることから、適用される提供国法令がない場合には対象ではなく、(2)について報告(チェック)する必要はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、ABS指針の対象となる遺伝資源に関する伝統的な知識であっても、適用される提供国法令において、先住民の社会又は地域社会の情報に基づく事前の同意又は当該社会の承認及び関与を得ること、及び、先住民の社会又は地域社会と相互に合意する条件を設定すること、のいずれも規定されていない場合、どちらにもチェックが入らないことになる。その場合、その旨を記載し、別途適法に取得したことを注記してもよい。 なお、遺伝資源に関する伝統的な知識の取得については、名古屋議定書に、遺伝資源のようにABSクリアリングハウス(国際クリアリングハウス)に通報する規定が無い事から、関連する遺伝資源に関する国際遵守証明書に掲載されない可能性もある。
2. 遺伝資源の利用(研究及び開発)に係る事項	<p>*備考5に従うこと。</p> <p>【備考5】2.の「遺伝資源の利用(研究及び開発)に係る事項」については、該当するものにチェックすること(複数回答可)。今後の予定の情報も可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ABS指針第2章第5の「1 遺伝資源利用関連情報の提供の求め等」の対象となるかどうかの判別の参考となる情報。
a) □報告者自らが利用	<ul style="list-style-type: none"> 様式第1により、遺伝資源の取得に係る報告をした者が、自ら遺伝資源を利用(研究及び開発)する場合。 なお、様式第1により、遺伝資源の取得に係る報告をする者とは、以下の者である(詳細は、本解説書の冒頭の「この様式を使用する者」を参照のこと)。 <ul style="list-style-type: none"> a) ABS指針第2章第1の1に基づく報告者(取得者による報告) b) ABS指針第2章第1の2(1)に基づく報告者(人の健康に係る緊急事態の収束後の報告) c) ABS指針第2章第1の2(2)に基づく報告者(人の健康に係る緊急事態の発生及び収束の時点を特定することが困難な場合の報告) d) ABS指針第2章第1の3に基づく報告者(輸入者等による任意の報告) e) ABS指針第2章第5の1(3)に基づく報告者(遺伝資源を利用する者による任意の報告) <p>また、上記a)~e)には、該当する場合には、ABS指針第2章第2に基</p>

	づく遺伝資源に関する伝統的な知識の適法な取得に係る報告を行う場合も含まれる。
b) □報告者から譲り受けた別の者が遺伝資源を利用	<ul style="list-style-type: none"> 上記「a) 報告者自らが利用」のa)～e)の報告者から遺伝資源を譲り受けた別の者が、遺伝資源を利用（研究及び開発）する場合。
c) □その他	<ul style="list-style-type: none"> 上記a)又はb)に該当しない遺伝資源の利用（研究及び開発）に係る事項を、具体的に記載する（ただし、当該個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については除外ができる）。 なお、上記a)又はb)に該当しない場合としては、上記「a) 報告者自らが利用」のa)～e)の報告者から遺伝資源を譲り受けた者からさらに遺伝資源を譲り受けた別の者が、遺伝資源を利用（研究及び開発）する場合等が想定される。
3. 国際クリアリングハウスへの提供等を希望しない情報	<p>*備考6に従うこと。</p> <p>【備考6】3. の「国際クリアリングハウスへの提供等を希望しない情報」については、遺伝資源の取得に係る情報のうち報告者に係る情報について、国際クリアリングハウスへの提供を希望しない場合は、チェックをすること。また、遺伝資源の取得に係る情報のうち環境省のウェブサイトへの掲載を希望しないものがある場合は、希望しない情報を具体的に記載すること。</p>
(1) 国際クリアリングハウス □報告者に係る情報	<ul style="list-style-type: none"> 国際クリアリングハウスへ提供される情報は、そのチェックポイントコミュニケーションに掲載され公開情報となる。 備考6にあるとおり、遺伝資源の取得に係る情報のうち報告者に係る情報について、国際クリアリングハウスへの提供を希望しない場合は、チェックをする。 なお、名古屋議定書第14条2に、提供国からABSクリアリングハウス（国際クリアリングハウス）に提供される「情報に基づく事前の同意を与えるとの決定及び相互に合意する条件の設定を証明するものとしての取得の機会の提供に際して発給される許可証又はこれに相当するもの」については、「秘密の情報の保護を妨げることなく」と規定されている。 このため、当該情報において「秘密情報の保護」を図りたいものについては、取得の時点で、提供国と合意すべきである。 こうすることにより、ABSクリアリングハウス（国際クリアリングハウス）に掲載された国際遵守証明書には、「秘密情報」は含まれないことになる。

	<p>したがって、報告者が、ABS指針上の「取得者」であって、国際遵守証明書において、その者に関する情報の保護が図られている場合、本項目にチェックしないと国際遵守証明書において保護を図っている情報が公開されてしまうことになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、報告者が、ABS指針上の「取得者」でない場合も、報告者に係る情報は、それまで国際クリアリングハウスに提供されていなかった新規な情報であることに留意すべきである。
(2) 環境省のウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> 様式第1によって報告した情報のうち、環境省のウェブサイトへの掲載を希望しないものがある場合には、その項目（又は、項目の番号）を記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①全ての情報の掲載を希望しない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・「全ての情報の掲載を希望しない」と記載。 ②一部の情報の掲載を希望しない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・掲載を希望しない項目（又は、項目の番号）を記載する。 (例：●●、△△、××の情報の掲載は希望しない。) 又は <ul style="list-style-type: none"> ・掲載を希望する項目（又は、項目の番号）を挙げ、「それ以外の情報の掲載は希望しない」と記載する。 (例：●●、△△、××の情報の掲載は希望するが、それ以外の情報の掲載は希望しない。) 掲載を希望しない情報として選べる項目（又は、項目の番号）は、以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ・報告者に係る情報（報告者の住所、氏名（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）、電話番号） ・1（1）：国際遵守証明書の固有の識別記号 ・1（2）：当該遺伝資源の利用に併せて利用することを目的として当該遺伝資源に関連する伝統的な知識を取得して我が国に持ち込んだ場合に関する情報 ・2：遺伝資源の利用に係る事項 ・3：掲載を希望しない情報 ・4：報告の区分
4. 報告の区分	<p>*備考7に従うこと。</p> <p>【備考7】4. の「報告の区分」については、該当するものにチェックすること。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 「報告の区分」は、以下のa)～e)に分けられている（詳細は、本解説書冒頭の「この様式を使用する者」を参照のこと）。 <ul style="list-style-type: none"> a) ABS指針第2章第1の1に基づく報告（取得者による報告） b) ABS指針第2章第1の2（1）に基づく報告（人の健康に係る緊急事

	態の収束後の報告) c) ABS指針第2章第1の2（2）に基づく報告（人の健康に係る緊急事態の発生及び収束の時点を特定することが困難な場合の報告） d) ABS指針第2章第1の3に基づく報告（輸入者等による報告） e) ABS指針第2章第5の1（3）に基づく報告（遺伝資源を利用する者による報告）
5. その他	
・国際遵守証明書の写し	<p>*備考8に従うこと。</p> <p>【備考8】国際遵守証明書の写しを添付すること。ただし、当該個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は除くことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際遵守証明書は、ABSクリアリングハウス（国際クリアリングハウス）の"Internationally Recognized Certificate of Compliance"のサイトに掲載されるので、報告者が、当該サイトからデータをダウンロードし、プリントアウトしたものを、「写し」として添付する。 ・国際遵守証明書は、既に公表されているものではあるが、様式第1による報告において、個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は、塗りつぶし等をして除くことができる。

② 様式第2

項目	解説及び注意事項
この様式を使用する者	<p>この様式は、任意の報告を前提に、以下の場合に、取得者⁶、輸入者⁷又は我が国において遺伝資源等を譲り受けた者が使用する。</p> <p>名古屋議定書の締約国であって、その提供国法令を国際クリアリングハウスに掲載している国から、遺伝資源又は当該遺伝資源の利用において併せて利用することを目的として当該遺伝資源に関する伝統的知識（以下、遺伝資源又は当該遺伝資源の利用において併せて利用することを目的とした当該遺伝資源に関する伝統的知識を併せて、遺伝資源等という）について当局の許可を得た場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> a) ABS指針第2章第1の（1）に基づく報告（取得者による報告） <p>遺伝資源等の取得者が、国際クリアリングハウスに国際遵守証明書が掲載される前に、自主的に報告する場合。</p> b) ABS指針第2章第1の（2）の場合の報告 <p>許可書が発給されてから1年以上経過しても国際遵守証明書が国際クリアリングハウス掲載されない時に、取得者が任意で報告する場合。</p> c) ABS指針第2章第1の3に基づく報告（輸入者等による任意の報告） <p>輸入者又は我が国において遺伝資源等を譲り受けた者であって、国際クリアリングハウスに国際遵守証明書が掲載される前に固有の識別記号に代わる適法に取得したことを証する情報を保有する者が、自主的に報告する場合。</p> d) ABS指針第2章第5の1（3）に基づく報告（遺伝資源を利用する者による任意の報告） <p>環境大臣から求められたか否かにかかわらず、遺伝資源の利用に関する情報の周知を希望する者が、様式第3と併せて報告する場合。</p> <p>なお、上記a)～d)には、該当する場合には、ABS指針第2章第2に基づく遺伝資源に関する伝統的な知識の適法な取得に係る報告を行う場合も含まれる。</p>
全般	
・用紙	<p>*備考10に従うこと。 【備考10】用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。</p>
日付	

⁶ 提供国法令が適用される遺伝資源又は当該遺伝資源の利用において併せて利用することを目的として当該遺伝資源に関する伝統的知識を取得して我が国に輸入した者

⁷ 提供国法令が適用される遺伝資源又は当該遺伝資源の利用において併せて利用することを目的として当該遺伝資源に関する伝統的知識を他人から譲り受けた我が国に輸入した者（取得者を除く）

	<ul style="list-style-type: none"> ・和暦で記入する。
報告者	<p>*備考1に従うこと。</p> <p>【備考1】報告書が法人の場合にあっては、「報告者の氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「報告者の住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。</p>
・住所	<p>*備考1に従うこと。</p>
・氏名　印	<p>*備考2に従うこと。</p> <p>【備考2】報告者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名については、英語による表記を併記すること。</p> <p>*備考3に従うこと。</p> <p>【備考3】氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することもできる。</p> <p>・押印は、個人の場合は、認印でも可。法人の場合は、公印が望ましい。</p>
・電話番号	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合は、携帯電話の番号でも可。 ・法人の場合は、「住所」欄に記載した所在地にある主たる事務所の電話番号を記載すること（代表電話でも可）。
1. 遺伝資源の適法な取得に 係る事項	<p>*備考4に従うこと。</p> <p>【備考4】1. (1) の⑥の「遺伝資源」については、遺伝資源の学名が明らかな場合には、学名を記載すること。また、②の「許可証等の発給機関」及び⑤の「提供者」については、英語による表記を併記すること。</p>
(1) 国際遵守証明書の固有 の識別記号に代わり、 適法に取得したこと を証する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ABS指針第2章第1の1 (1) 及び (2) に基づく報告の場合は、許可証等の写しに基づき、又は、ABS指針第2章第1の3 及びABS指針第2章第5の1 (3) に基づく報告の場合は、保有する適法に取得したことを証する情報（以下、許可証等の写し又は保有する情報）に基づき、以下の情報を、記載できる範囲で記載する。 ただし、当該個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は除くことができる。 <p>①提供国：議定書の我が国以外の締約国であって遺伝資源を提供する国。</p> <p>②許可書等の発給機関：提供国の許可書等の発給機関（英語でも記載する）。</p> <p>③許可書等の発給日：西暦のまでよい。</p> <p>④許可書等の有効期限：設定されていれば記載する。西暦のまでよい。</p> <p>⑤提供者：情報に基づく事前の同意の下に遺伝資源を提供してもらった自然人又は法人の名（英語でも記載する）。</p>

	<p>⑥遺伝資源：許可証等の写し又は保有する情報に基づき記載する（学名が明らかな場合には、学名を記載する）。</p> <p>⑦提供者と相互に合意する条件の設定の有無：提供者との契約の有無を、「有」又は「無」で記載する。</p> <p>⑧商業的又は非商業的な利用の別：「商業的」又は「非商業的」と記載する。</p>
(2) 当該遺伝資源の利用に併せて利用することを目的として当該遺伝資源に関連する伝統的な知識を取得して我が国に持ち込んだ場合	<p>*備考5に従うこと。</p> <p>【備考5】 1. (2) の「当該遺伝資源を対象とし、同一の利用を目的として伝統的な知識を取得している場合」については、該当するものにチェックすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ABS指針の対象となる遺伝資源に関連する伝統的な知識であって、適用される提供国法令において、先住民の社会又は地域社会の情報に基づく事前の同意又は当該社会の承認及び関与を得ること、及び/又は、先住民の社会又は地域社会と相互に合意する条件を設定すること、が規定されている場合、どちらか又は両方にチェックする。 ・遺伝資源のみを利用する場合、(2)について報告（チェック）する必要はない。 ・その他(2)にチェックする必要がないケースとしては例えば次の場合が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ① ABS指針第1章総則の「第2 定義」に、「遺伝資源に関連する伝統的な知識」とは、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する先住民の社会及び地域社会において伝統、風習、文化等に根ざして昔から用いられている特有の知識のうち、遺伝資源の利用に関連しているものをいう」とあり、「遺伝資源の利用」とは、「遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発を行うことをいう」とあることから、遺伝資源に付随する伝統的な知識であっても、当該遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発に關係しない伝統的知識は、ABS指針の対象ではなく、(2)について報告（チェック）する必要はない。 ② ABS指針の対象となる遺伝資源に関連する伝統的な知識は、「提供国法令が適用される遺伝資源に関連する伝統的知識」(ABS指針 第2章第2を参照)であることから、適用される提供国法令がない場合には対象ではなく、(2)について報告（チェック）する必要はない。

	<p>ずれも規定されていない場合、どちらにもチェックが入らないことになる。その場合、その旨を記載し、別途適法に取得したことを注記してもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> なお、遺伝資源に関する伝統的な知識の取得については、名古屋議定書に、遺伝資源のようにABSクリアリングハウス（国際クリアリングハウス）に通報する規定が無い事から、関連する遺伝資源に関する国際遵守証明書に掲載されない可能性もある。
2. 遺伝資源の利用（研究及び開発）に係る事項	<p>*備考6に従うこと。</p> <p>【備考6】 2. の「遺伝資源の利用（研究及び開発）に係る事項」については、該当するものにチェックすること（複数回答可）。今後の予定の情報も可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ABS指針第2章第5の「1 遺伝資源利用関連情報の提供の求め等」の対象となるかどうかの判別の参考となる情報。
a) <input type="checkbox"/> 報告者自らが利用	<ul style="list-style-type: none"> 様式第2により、遺伝資源の取得に係る報告をした者が、自ら遺伝資源を利用（研究及び開発）する場合。 なお、様式第2により、遺伝資源の取得に係る報告をする者とは、以下の者である（詳細は、本解説書の冒頭の「この様式を使用する者」を参照のこと）。 <ul style="list-style-type: none"> a) ABS指針第2章第1の（1）に基づく報告（取得者による報告） b) ABS指針第2章第1の（2）の場合の報告 c) ABS指針第2章第1の3に基づく報告（輸入者等による任意の報告） d) ABS指針第2章第5の1（3）に基づく報告（遺伝資源を利用する者による任意の報告） <p>また、上記a)～d)には、該当する場合には、ABS指針第2章第2に基づく遺伝資源に関する伝統的な知識の適法な取得に係る報告を行う場合も含まれる。</p>
b) <input type="checkbox"/> 報告者から譲り受けた別の者が遺伝資源を利用	<ul style="list-style-type: none"> 上記「a) 報告者自らが利用」のa)～d)の報告者から遺伝資源を譲り受けた別の者が、遺伝資源を利用（研究及び開発）する場合。
c) <input type="checkbox"/> その他	<ul style="list-style-type: none"> 上記a)又はb)に該当しない遺伝資源の利用（研究及び開発）に係る事項を、具体的に記載する（ただし、当該個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については除くことができる）。 なお、上記a)又はb)に該当しない場合としては、上記「a) 報告者自ら

	が利用」のa)～d)の報告者から遺伝資源を譲り受けた者からさらに遺伝資源を譲り受けた別の者が、遺伝資源を利用（研究及び開発）する場合等が想定される。
3．国際クリアリングハウスへの提供等を希望しない情報	*備考7に従うこと。 【備考7】3．の「国際クリアリングハウスへの提供等を希望しない情報」については、遺伝資源の取得に係る情報のうち国際クリアリングハウスへの提供又は環境省のウェブサイトへの掲載を希望しないものがある場合は、希望しない情報をそれぞれ具体的に記載すること。
(1) 国際クリアリングハウス	<ul style="list-style-type: none"> ・国際クリアリングハウスへ提供される情報は、そのチェックポイントコミュニケーションに掲載され公開情報となる。 ・様式第2によって報告した情報のうち、国際クリアリングハウスへの提供を希望しないものがある場合には、その項目（又は、項目の番号）を記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①全ての情報の掲載を希望しない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・「全ての情報の掲載を希望しない」と記載する。 ②一部の情報の掲載を希望しない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・掲載を希望しない項目（又は、項目の番号）を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> (例：●●、△△、××の情報の掲載は、希望しない。) 又は <ul style="list-style-type: none"> ・掲載を希望する項目（又は、項目の番号）を挙げ、「それ以外の情報の掲載は希望しない」と記載する。 <ul style="list-style-type: none"> (例：●●、△△、××の情報の掲載は希望するが、それ以外の情報の掲載は希望しない。) ・掲載を希望しない情報として選べる項目（又は、項目の番号）は、以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ・報告者に係る情報（報告者の住所、氏名（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）、電話番号） ・1（1）：国際遵守証明書の固有の識別記号に代わり、適法に取得したことを証する情報 <ul style="list-style-type: none"> ①提供国 ②許可証等の発給機関 ③許可証等の発給日 ④許可証等の有効期限 ⑤提供者 ⑥遺伝資源 ⑦提供者と相互に合意する条件の設定の有無 ⑧商業的又は非商業的な利用の別

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 (2) : 当該遺伝資源の利用に併せて利用することを目的として当該遺伝資源に関する伝統的な知識を取得して我が国に持ち込んだ場合に関する情報 ・ 2 : 遺伝資源の利用に係る事項 ・ 3 : 提供を希望しない情報 ・ 4 : 報告の区分
(2) 環境省のウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第2によって報告した情報のうち、環境省のウェブサイトへの掲載を希望しないものがある場合には、その項目（又は、項目の番号）を記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①全ての情報の掲載を希望しない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「全ての情報の掲載を希望しない」と記載する。 ②一部の情報の掲載を希望しない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 掲載を希望しない項目（又は、項目の番号）を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> (例: ●●、△△、××の情報の掲載は、希望しない。) 又は <ul style="list-style-type: none"> ・ 掲載を希望する項目（又は、項目の番号）を挙げ、「それ以外の情報の掲載は希望しない」と記載する。 <ul style="list-style-type: none"> (例: ●●、△△、××の情報の掲載は希望するが、それ以外の情報の掲載は希望しない。) ・ 掲載を希望しない情報として選べる項目（又は、項目の番号）は、以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告者に係る情報（報告者の住所、氏名（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）、電話番号） ・ 1 (1) : 国際遵守証明書の固有の識別記号に代わり、適法に取得了ことを証する情報 <ul style="list-style-type: none"> ①提供国 ②許可証等の発給機関 ③許可証等の発給日 ④許可証等の有効期限 ⑤提供者 ⑥遺伝資源 ⑦提供者と相互に合意する条件の設定の有無 ⑧商業的又は非商業的な利用の別 ・ 1 (2) : 当該遺伝資源の利用に併せて利用することを目的として当該遺伝資源に関する伝統的な知識を取得して我が国に持ち込んだ場合に関する情報 ・ 2 : 遺伝資源の利用に係る事項 ・ 3 : 掲載を希望しない情報 ・ 4 : 報告の区分

4. 報告の区分	<p>*備考8に従うこと。</p> <p>【備考8】 4. の「報告の区分」については、該当するものにチェックすること。</p>
	<p>・「報告の区分」は、以下のa)～c)に分けられている（詳細は、本解説書の冒頭の「この様式を使用する者」を参照のこと）。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) ABS指針第2章第1の1（1）に基づく報告（取得者による報告） b) ABS指針第2章第1の3に基づく報告（輸入者等による任意の報告） c) ABS指針第2章第5の1（3）に基づく報告（遺伝資源を利用する者による任意の報告）
5. その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・許可証等の写し 	<p>*備考9に従うこと。</p> <p>【備考9】 許可証等の写しを添付すること。ただし、当該個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は除くことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ABS指針第2章第1の1（1）に基づく報告の場合は、許可証等の写し、又は、ABS指針第2章第1の3に基づく報告の場合は、保有する適法に取得したことを証する情報の根拠の写しを添付する。

③ 様式第3

項目	解説及び注意事項
この様式を使用する者	<p>この様式は、遺伝資源の適法取得を報告してから、概ね5年を経た後に、環境大臣から遺伝資源の利用に関連する情報の提供を求められた場合、又は、自ら遺伝資源の利用に関連する情報の周知を希望する場合、に使用する。</p> <p>名古屋議定書の締約国であって、その提供国法令を国際クリアリングハウスに掲載している国から、遺伝資源又は当該遺伝資源の利用において併せて利用することを目的として当該遺伝資源に関連する伝統的知識について当局の許可を得た場合で、</p> <p>【提出を求められる場合】</p> <p>a) ABS指針第2章第5の1（1）に基づく報告：（取得者による報告） ABS指針第2章第1の1に基づく報告において自ら遺伝資源を利用する旨を報告した者が、当該報告から概ね5年を経た後に、環境大臣から遺伝資源の利用に関連する情報の提供を求められ、提供する場合。</p> <p>【任意な提供の場合】</p> <p>b) ABS指針第2章第5の1（3）に基づく報告（遺伝資源を利用するものによる任意の報告）： 環境大臣から求められたか否かにかかわらず、遺伝資源の利用に関連する情報の周知を希望する者が、様式1又は2と併せて提供する場合。</p>
全般	
・用紙	*備考9に従うこと。 【備考9】 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
日付	
	・和暦で記入する。
報告者	*備考1に従うこと。 【備考1】 報告書が法人の場合にあっては、「報告者の氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「報告者の住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
・住所	*備考1に従うこと。
・氏名　印	*備考2に従うこと。 【備考2】 報告者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名については、英語による表記を併記すること。

	<p>*備考3に従うこと。</p> <p>【備考3】氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することもできる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 押印は、個人の場合は、認印でも可。法人の場合は、公印が望ましい。
・電話番号	<ul style="list-style-type: none"> 個人の場合は、携帯電話の番号でも可。 法人の場合は、「住所」欄に記載した所在地にある主たる事務所の電話番号を記載すること（代表電話でも可）。
1．報告に係る遺伝資源	<p>*備考4に従うこと。</p> <p>【備考4】1. の「報告に係る遺伝資源」については、当該報告対象となる遺伝資源について、その学名が明らかな場合には、学名を記載すること。様式1により報告した場合は、国際遵守証明書の固有の識別記号の記載も可能とする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 様式第3により、遺伝資源の利用に関連する情報を提供するのは、 <ul style="list-style-type: none"> ① ABS指針第2章第5の1（1）に規定された、ABS指針第1の1に基づく報告において自ら遺伝資源を利用する旨を報告した場合、又は、 ② ABS指針第2章第5の1（3）に規定された、遺伝資源の利用について周知を希望する場合である。 <p>したがって、「報告に係る遺伝資源」については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① の場合は、当該遺伝資源に関し、既に環境大臣に提出した様式第1又は様式第2の報告書に記載した遺伝資源を、 ② の場合は、併せて報告する様式第1又は様式第2の報告書に記載する遺伝資源を、 <p>記載する。</p>
2．遺伝資源の利用の状況	<p>*備考5に従うこと。</p> <p>【備考5】2. の「遺伝資源の利用の状況」とは、研究、開発、イノベーション、商業化前、商業化等のいずれかの段階にあること又はあったことをいい、a)、b)又はc)のうち該当するいずれかのものにチェックすること。c)の場合は、その具体的な状況を記載すること。なお、遺伝資源を廃棄したために利用していない場合にはその旨を記載すること。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 該当するいずれかのものにチェックすること。 遺伝資源を廃棄したために利用していない場合等、a)又はb)に該当しない場合には、c)をチェックし、その旨を具体的に記載すること。 <p>ただし、当該個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は除くことができる。</p>
3．遺伝資源の利用の分野	*備考6に従うこと。

	<p>【備考6】 3. の「遺伝資源の利用分野」については、2. でa)又はb)と回答した場合、該当するものにチェックすること（複数回答可）。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2. でa)又はb)と回答した場合に回答する項目であることから、研究、開発、イノベーション、商業化前、商業化等のいずれかの段階にあること又はあった分野をチェックすること。 ・ 2. でc)と回答した場合には、回答する必要はない。
4. 国際クリアリングハウスへの提供等を希望しない情報	<p>*備考7に従うこと。</p> <p>【備考7】 4. の「国際クリアリングハウスへの提供等を希望しない情報」については、遺伝資源の取得に係る情報のうち国際クリアリングハウスへの提供又は環境省のウェブサイトへの掲載を希望しないものがある場合は、希望しない情報をそれぞれ具体的に記載すること。</p>
(1) 国際クリアリングハウス	<ul style="list-style-type: none"> ・国際クリアリングハウスへ提供される情報は、そのチェックポイントコミュニケーションに掲載され公開情報となる。 ・様式第3によって報告した情報のうち、国際クリアリングハウスへの提供を希望しないものがある場合には、その項目（又は、項目の番号）を記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①全ての情報の掲載を希望しない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・「全ての情報の掲載を希望しない」と記載する。 ②一部の情報の掲載を希望しない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・掲載を希望しない項目（又は、項目の番号）を記載する。 <p>（例：●●、△△、××の情報の掲載は、希望しない。）</p> 又は <ul style="list-style-type: none"> ・掲載を希望する項目（又は、項目の番号）を挙げ、「それ以外の情報の掲載は希望しない」と記載する。 <p>（例：●●、△△、××の情報の掲載は希望するが、それ以外の情報の掲載は希望しない。）</p> ・なお、掲載を希望しない情報として選べる項目（又は、項目の番号）は、以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ・報告者に係る情報（報告者の住所、氏名（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）、電話番号） ・1：報告に係る遺伝資源 ・2：遺伝資源の利用の状況 ・3：遺伝資源の利用の分野 ・4：提供を希望しない情報 ・5：報告の区分

	<ul style="list-style-type: none"> また、既に報告した又は併せて報告する、様式第1又は様式第2で指定した「提供を希望しない情報」との整合性には留意した方がよい。
(2) 環境省のウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> 様式第3によって報告した情報のうち、環境省のウェブサイトへの掲載を希望しないものがある場合には、その項目（又は、項目の番号）を記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①全ての情報の掲載を希望しない場合 <ul style="list-style-type: none"> 「全ての情報の掲載を希望しない」と記載する。 ②一部の情報の掲載を希望しない場合 <ul style="list-style-type: none"> 掲載を希望しない項目（又は、項目の番号）を記載する。 <p>（例：●●、△△、××の情報の掲載は、希望しない。）</p> 又は <ul style="list-style-type: none"> 掲載を希望する項目（又は、項目の番号）を挙げ、「それ以外の情報の掲載は希望しない」と記載する。 <p>（例：●●、△△、××の情報の掲載は希望するが、それ以外の情報の掲載は希望しない。）</p> なお、掲載を希望しない情報として選べる項目（又は、項目の番号）は、以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> 報告者に係る情報（報告者の住所、氏名（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）、電話番号） 1：報告に係る遺伝資源 2：遺伝資源の利用の状況 3：遺伝資源の利用の分野 4：提供を希望しない情報 5：報告の区分 また、既に報告した又は併せて報告する、様式第1又は様式第2で指定した「提供を希望しない情報」との整合性には留意した方がよい。
4. 報告の区分	<p>*備考8に従うこと。</p> <p>【備考8】5. の「報告の区分」については、該当するものにチェックすること。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 「報告の区分」は、以下のa)及びb)に分けられている（詳細は、本解説書冒頭の「この様式を使用する者」を参照のこと）。 <ul style="list-style-type: none"> a) ABS指針第2章第5の1（1）に基づく報告（取得者による報告） b) ABS指針第2章第5の1（3）に基づく報告（遺伝資源を利用する者による任意の報告）

